

国立大学法人秋田大学職員給与規程

平成16年4月1日
規則第64号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人秋田大学職員就業規則（平成16年規則第50号。以下「職員就業規則」という。）第29条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）、その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第3条 この規程は、職員就業規則第2条第1項第1号から第4号までに掲げる職員（第3号に掲げる職員のうち、年俸制の適用を受ける職員を除く。）に適用する。

2 職員就業規則第2条第1項第5号から第9号まで、及び第22条に掲げる職員の給与については、別に定める。

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第4条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類	計算期間	支給日
(1) 本給（本給の調整額及び教職調整額を含む。） (2) 諸手当 (イ) 管理職手当，医師調整手当，異動保障手当，広域異動手当，扶養手当，住居手当，単身赴任手当，招へい手当，特別貢献手当，義務教育等教員特別手当，手術看護手当，衛生管理者等手当及び寒冷地手当	一の月の初日から末日まで	その月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）
(ロ) 通勤手当	第28条第4項に規定する支給単位期間	支給単位期間に係る最初の月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）
(ハ) 高所作業手当，遺体取扱手当，防疫等作業手当，放射線取扱手当，夜間看護等手当，教員特殊業務手当，教育実習等指導手当，教職大学院実習等指導手当，教育業務連絡指導手当，入試手当（試験区分が大学入試センター試験の区分に限る。）災害時派遣手当，教員免許状更新講習手当，超過勤務手当，休日給，夜勤手当，宿日直手当，夜間・休日診療手当，待機診療手当，特別診療加算手当及び診療従事特別調整手当	一の月の初日から末日まで	翌月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）

(二) 入試手当（試験区分が一般入試の区分に限る。）	一の年度の4月1日から翌年3月31日まで	翌年度の4月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）
(3) 賞与 期末手当及び勤勉手当		6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日）

2 職員が国立大学法人秋田大学の職員の勤務時間等に関する規程（平成16年規則第57号。以下「勤務時間等規程」という。）第16条の2第1項の規定により付与された超勤代替休暇に勤務した場合において支給する当該超勤代替休暇の付与に代えられた超過勤務手当の支給に係る超過勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項の表中「翌月の」とあるのは、「勤務時間規程第16条の2第1項の規定により超勤代替休暇が付与された日の属する計算期間の翌月の」とする。

（給与の支払）

- 第5条 職員の給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令又は労基法第24条に規定する協定で定めるものは、これを給与から控除して支払うことができる。
- 2 前項の給与は、その者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。
 - 3 給与の振込みに関し必要な事項は、別に定める。
 - 4 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

（日割計算等）

- 第6条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給し、本給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。
- 2 職員が退職し、又は解雇されたときは、その日までの本給を支給する。
 - 3 職員が死亡したときは、その月までの本給を支給する。
 - 4 第1項又は第2項の規定により本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給は、その月の現日数から勤務時間等規程第7条第1項第1号から第4号までに規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 5 前4項の規定は、管理職手当、医師調整手当、異動保障手当、広域異動手当、招へい手当、特別貢献手当、義務教育等教員特別手当、手術看護手当及び衛生管理者等手当の支給について準用する。

第6条の2 職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の本給は、日割り計算により支給する。

- (1) 職員就業規則第13条第1項の規定により休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
 - (2) 国立大学法人秋田大学職員の育児休業等に関する規程（平成20年規則第208号。以下「育児休業規程」という。）第4条第1項の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
 - (3) 国立大学法人秋田大学職員の介護休業等に関する規程（平成20年規則第209号。以下「介護休業規程」という。）第4条第1項の規定により介護休業を始め、又は介護休業の終了により職務に復帰した場合
 - (4) 国立大学法人秋田大学に勤務する教育系職員の就業に関する規程（平成16年規則第58号。以下「教育系職員就業規程」という。）第13条の規定により大学院修学休業を始め、又は大学院修学休業の終了により職務に復帰した場合
 - (5) 国立大学法人秋田大学職員の自己啓発等休業に関する規程（平成20年規則第210号。以下「自己啓発等休業規程」という。）第2条第4項に規定する自己啓発等休業を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合
 - (6) 職員就業規則第45条第1項第3号の規定により停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合
- 2 月の中途において、平成22年12月1日施行の職員給与規程附則（以下「平成22年給与規程附則」という。）第2項の規定により給与が減額されて支給されることとなる職員（以下「減額支給対象職員」という。）以外の者が減額支給対象職員となった場合又は減額支給対象職員が、減額支給対象職員以外の職員となった場合、離職した場合若しくは前項各号に掲げる場合に該当した場合におけるその月の平成22年給与規程附則第2項各号（第4号及び第5号を除く。）に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。

（非常時払い）

第7条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために本給を請求した場合には、第4条の規定にかかわらず支給期日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払うものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第8条 第39条から第41条まで及び第49条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給並びにこれに対する異動保障手当(扶養手当に係る部分は除く。)、広域異動手当(扶養手当に係る部分は除く。)、管理職手当、医師調整手当、招へい手当、特別貢献手当、義務教育等教員特別手当、手術看護手当、衛生管理者等手当、教育業務連絡指導手当及び寒冷地手当(世帯等の区分欄において、世帯主である職員にあっては、「その他の世帯主である職員」の区分を適用したものとした場合の額、その他の職員にあっては、当該区分に応じた額)の月額合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第39条及び第40条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が高所作業手当、遺体取扱手当、放射線取扱手当、教員特殊業務手当(学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務に限る。)、教育実習等指導手当及び災害時派遣手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除した額)を、前項の規定による額に加算した額とする。

(端数計算)

第9条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

第2章 給与

第1節 本給

(本給の決定)

第11条 職員の受ける本給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮し、本給表に定める級及び号俸により決定する。

(本給表の種類)

第12条 本給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各本給表の適用範囲は、それぞれ当該本給表に定めるところによる。

- (1) 一般職員本給表(一) (別表第1)
- (2) 一般職員本給表(二) (別表第2)
- (3) 教育系職員本給表(一) (別表第3)
- (4) 教育系職員本給表(二) (別表第4)
- (5) 教育系職員本給表(三) (別表第5)
- (6) 医療系職員本給表(一) (別表第6)
- (7) 医療系職員本給表(二) (別表第7)
- (8) 特別職職員本給表 (別表第8)

(初任給)

第13条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格及び職務経験等を考慮して決定する。

(昇格)

第14条 従事する職務に応じ、かつ、勤務実績に基づいて1級上位の級に昇格させることができる。

(降格等)

第15条 職員就業規則第11条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

2 降給については、別に定める。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第16条 職員を本給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第17条 職員を本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(昇給)

第18条 職員(特別職職員本給表の適用を受ける職員を除く。)の昇給は、別に定める日に、同日前において別に定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が職員就業規則第44条の規定による懲戒を受けたことその他これに準ずるものとして別に定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2 前項の規定により職員(次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を4号俸(一般職員本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては、3号俸)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳(一般職員本給表(二)の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

第19条 削除

第20条 削除

(本給の調整額)

第21条 本給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。

2 本給の調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(教職調整額)

第22条 義務教育諸学校等の教員の職務と勤務態様の特殊性を考慮し、教育文化学部の附属学校(園)に勤務する教育系職員のうち、職務の級が2級である者には、その者の本給月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

2 教職調整額は、第39条に規定する超過勤務手当相当額及び第40条に規定する休日給相当額を含むものとする。

3 教職調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 諸手当

(管理職手当)

第23条 管理職手当は、別表第9の管理又は監督の地位にある職員欄に掲げる職員(以下「管理職員」という。)に支給する。

2 管理職手当の月額、管理職員に適用される本給表の別並びに管理職員の属する職務の級及び当該管理職員に係る別表第9の適用区分欄に定める区分に応じ、別表第10の管理職手当額欄に定める額とする。

3 平成22年給与規程附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の管理職手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

4 前2項に規定する管理職手当の月額は、第39条から第41条までに規定する所定の勤務時間を超えて勤務した場合(当該勤務が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの時間をいう。以下同じ。))において行われる場合を除く。)における割増賃金相当額を含むものとする。

5 別表第9の管理又は監督の地位にある職員欄における職を2以上兼ねる場合は、適用区分欄の区分が最も上位の職(当該職が複数ある場合は、いずれか一つの職)に係る手当額を支給する。

6 管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(医師調整手当)

第24条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認める職に新たに採用された職員(教育系職員本給表(一)の適用を受ける職員であって、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。)には、別に定める範囲内の額

- を、採用の日から35年以内の期間、採用の日後別に定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、医師調整手当として支給する。
- 2 在職する職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて医師調整手当を支給する。
 - 3 医師調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(異動保障手当)

- 第25条 異動保障手当は、別表第11の民間の賃金水準及び物価等を考慮して定める地域欄(次項から第4項において「支給地域欄」という。)に掲げる地域に在勤する機関から人事交流により採用された職員(支給地域欄に掲げる地域に引き続き6月を超えて在勤していた場合に限る。)に、採用の日から2年間(学長が別に指定するものにあつては3年間)支給する。
- 2 異動保障手当の月額、本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 当該採用の日から同日以後1年(前項に規定する学長が別に指定するものにあつては3年)を経過する日までの期間 採用前の支給地域欄の支給地域に応じて、それぞれ支給割合欄に掲げる割合
 - (2) 当該採用の日から同日以後2年を経過する日までの間(前号に掲げる期間を除く。) 採用前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
 - 3 人事交流により採用された職員のうち、採用前の機関の在勤地域が支給地域欄以外の地域で、支給地域欄に準ずるものとして別に定める地域から採用された職員については、前2項の規定に準じて支給することができる。
 - 4 職員就業規則第12条第1項の規定に基づく出向(国立大学法人秋田大学職員の出向に関する規程(平成16年規則第62号)第2条第1項に規定する在籍出向に限る。)又は国立大学法人秋田大学職員研修規程(平成16年規則第144号)第2条第3項の規定に基づく研修を命ぜられ支給地域欄に掲げる地域に在勤することとなる職員のうち学長が必要と認める職員には、当該在勤することとなる期間前項までの規定に準じて異動保障手当を支給することができる。
 - 5 異動保障手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(広域異動手当)

- 第25条の2 職員を人事交流により採用した場合において、別に定めるところにより算定した機関間の距離(当該採用の日の前日に在勤していた機関の所在地と本学との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と本学との間の距離(当該採用の直前の住居と本学との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と本学との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と本学との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。)は、当該職員には、当該採用の日から3年を経過する日までの間、本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に当該採用に係る機関間の距離の次の各号の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、広域異動手当を支給することが適当でないと学長が認める場合は、この限りでない。
- (1) 300キロメートル以上 100分の10
 - (2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5
- 2 前項の規定により広域異動手当を支給される職員が前条の規定により異動保障手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前項の規定による広域異動手当の支給割合から当該異動保障手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前項の規定による広域異動手当の支給割合が当該異動保障手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
 - 3 広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(扶養手当)

- 第26条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。ただし、次項表中第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職員本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上である職員及び教育系職員本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が6級である職員(以下「般(一)9級以上職員等」という。)に対しては、支給しない。
- 2 前項に定める扶養親族は、次の表の支給対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、手当の月額と同表に定める額の合計額とする。

支 給 対 象 者	手 当 額
(1) 配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	6,500円(一般職員本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級である職員及び教育系職員本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が5級である職員(以下「般(一)8級職員等」という。)にあつては、3,500円)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	10,000円
(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円（般（一）8級職員等にあつては、3,500円）
(4) 満60歳以上の父母及び祖父母	
(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
(6) 重度心身障害者	

3 扶養親族となる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、5,000円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を前項の規定による額に加算した額とする。

4 扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（住居手当）

第27条 住居手当は、次の表の職員の区分欄のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額（（1）に掲げる職員のうち（2）に掲げる職員でもある者については、（1）に定める額及び（2）に定める額の合計額）とする。

職員の区分	手 当 額
(1) 自ら居住するため借家・貸間を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（本学、他の法人等及び国の機関により宿舍を貸与されている職員を除く。）	次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれに掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
	(イ) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額－12,000円
	(ロ) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 {(家賃の月額－23,000円)×1/2} + 11,000円 (ただし、これにより得られた額が27,000円を超える場合にあつては、27,000円)
(2) 第29条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するため借家・借間（本学、他の法人等及び国の機関により貸与されている宿舍を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの	(1)の職員の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

2 住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第28条 通勤手当は、次の表の職員の区分欄のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額とする。

職員の区分	手 当 額
(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（（3）に掲げる職員を除く。）	支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額
(2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員（（3）に掲げる職員を除く。）	次に掲げる使用距離に応じて、支給単位期間につき、それぞれに掲げる額 片道 5km未満 2,000円 片道 5km以上 10km未満 4,200円

	片道10km以上 15km未満 7,100円 片道15km以上 20km未満 10,000円 片道20km以上 25km未満 12,900円 片道25km以上 30km未満 15,800円 片道30km以上 35km未満 18,700円 片道35km以上 40km未満 21,600円 片道40km以上 45km未満 24,400円 片道45km以上 50km未満 26,200円 片道50km以上 55km未満 28,000円 片道55km以上 60km未満 29,800円 片道60km以上 31,600円
(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員	(1) 及び (2) に掲げる額の合計額 (1 か月当たりの運賃等相当額及び (2) に掲げる額の合計額が 55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、(1) に掲げる額又は (2) に掲げる額

- 2 前項の規定にかかわらず、交通機関等又は自動車等を利用又は使用せず、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものには支給しない。
- 3 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 4 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。
- 5 通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

- 第29条 人事交流による採用に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から本学に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他これらの職員との権衡上必要があると認める職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から本学に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。
- 2 単身赴任手当の月額額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、次の表の交通距離の区分欄に掲げる交通距離に応じた加算額を加算した額）とする。

交通距離の区分	加算額	交通距離の区分	加算額
100km以上 300km未満	8,000円	1,100km以上 1,300km未満	46,000円
300km以上 500km未満	16,000円	1,300km以上 1,500km未満	52,000円
500km以上 700km未満	24,000円	1,500km以上 2,000km未満	58,000円
700km以上 900km未満	32,000円	2,000km以上 2,500km未満	64,000円
900km以上 1,100km未満	40,000円	2,500km以上	70,000円

- 3 単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(招へい手当)

- 第30条 次に掲げる場合においてその採用が著しく困難になると認められるときには50,000円の範囲内の額を、採用の日から6年以内の期間（第2号に掲げる場合は、当該任期を付された期間）、招へい手当として支給する。
- (1) 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要のある教授、准教授、講師又は助教の職に採用しようとする場合
 - (2) 前号に準ずる者を任期を限って教授、准教授、講師又は助教の職に採用しようとする場合
 - (3) 第一号に掲げる場合のほか、特殊の技術、経験等を必要とする職に採用しようとする場合
- 2 招へい手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特別貢献手当)

第30条の2 特に本学に顕著な貢献があると認められる職員には、特別貢献手当を支給することができる。

2 特別貢献手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(義務教育等教員特別手当)

第31条 義務教育等教員特別手当は、教育文化学部の附属学校(園)に勤務する副校(園)長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭に支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、職務の級及びその者の受ける号俸の別に応じて、別表第12に定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、附属幼稚園に勤務する副園長、教頭、教諭及び養護教諭については、前項に規定する額に2分の1を乗じて得た額とする。

4 義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(手術看護手当)

第31条の2 手術看護手当は、医学部附属病院の中央手術部に勤務する看護師長、副看護師長、助産師、看護師、准看護師及び看護助手に支給するものとし、手当の月額は、10,000円とする。

2 手術看護手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(衛生管理者等手当)

第31条の3 衛生管理者等手当は、国立大学法人秋田大学職員安全衛生管理規程第11条に規定する衛生管理者及び同規程第12条に規定する産業医に選任された職員が、それぞれの職務に従事した場合に支給するものとし、手当の月額は、衛生管理者については3,000円、産業医については10,000円とする。

2 衛生管理者等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(高所作業手当)

第32条 高所作業手当は、次の表の作業の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、作業に従事した日1日につき、同表に定める額とする。

作 業 の 区 分	手 当 額
施設及び設備に係る業務に従事する職員が地上15メートル以上の足場の不安定な箇所、営繕工事の監督に従事したとき。	200円(当該作業が、地上30メートル以上の箇所で行われたときは300円)とする。 ただし、当該作業に従事した時間が4時間に満たない場合にあっては、その額に100分の60を乗じて得た額

2 高所作業手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(遺体取扱手当)

第33条 遺体取扱手当は、次の表の作業の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は作業に従事した日1日につき、作業の区分に応じて同表に定める額とする。ただし、同一の日において、(1)の作業及び(2)の作業に従事した場合にあっては、(2)の作業に係る手当は支給しない。

作 業 の 区 分	手 当 額
(1) 大学院医学系研究科に配置されている職員のうち一般職員本給表(一)の適用を受ける職員が遺体の取扱作業に従事したとき。	3,200円
(2) 一般職員本給表(一)の適用を受ける職員が、教育研究に必要な遺体の外部からの引取り又は搬送の作業に従事したとき。	1,000円

2 遺体取扱手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(防疫等作業手当)

第33条の2 防疫等作業手当は、職員が次の表の作業の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、作業に従事した日1日につき、同表に定める額とする。

作 業 の 区 分	手 当 額
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項及び第3項に定める感染症及び学長がこれらに相当すると認める感染症(この表において「感染症」という。)の患者を入院させるための病棟において、感染症	290円

の病原体に汚染されている区域において患者の診療，看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。

2 防疫等作業手当の支給に関し必要な事項は，別に定める。

(放射線取扱手当)

第34条 放射線取扱手当は，次の表の作業の区分欄に掲げる場合に支給するものとし，手当の額は，作業に従事した日1日につき，同表に定める額とする。

作 業 の 区 分	手 当 額
(1) 診療放射線技師又はこれに準ずる勤務を命ぜられている放射線助手が，放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき。	230円
(2) 職員が国立大学法人秋田大学放射性同位元素センター放射線障害予防規程（平成16年規則第19号）第8条又は国立大学法人秋田大学医学部附属病院放射線障害予防規程（平成16年規則第79号）第10条に規定する管理区域内において行う業務で，月の初日から末日までの間に外部放射線により被ばくし，その実効線量が100マイクロヘルツ以上であるとき。	

2 放射線取扱手当の支給に関し必要な事項は，別に定める。

(夜間看護等手当)

第35条 夜間看護等手当は，次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし，手当の額は，業務の区分に応じて同表に定める額とする。

業 務 の 区 分	手 当 額
(1) 医学部附属病院に勤務する助産師，看護師又は准看護師が，所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき。	(イ) その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 6,800円
	(ロ) その勤務時間が深夜の一部を含む次に掲げる勤務である場合 ① 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,300円 ② 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 2,900円 ③ 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,000円
(2) 医学附属病院に勤務する医療系職員本給表の適用を受ける職員が，所定の勤務時間以外の時間において，勤務の時間帯その他に関し特別な事情の下で救急医療等の業務に従事したとき。	1,620円

2 助産師，看護師及び准看護師（徒歩により勤務するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び第28条第1項に規定する表中，職員の区分欄の(2)に該当し，同条の規定による手当の支給を受ける職員を除く。）が，深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合は，当分の間，前項に規定する額に，次の表の通勤距離の区分欄に定める加算額を加算した額とする。

通 勤 距 離 の 区 分	加 算 額
2 km以上 5 km未満	380円
5 km以上 10km未満	760円
10km以上	1,140円

3 夜間看護等手当の支給に関し必要な事項は，別に定める。

(教員特殊業務手当)

第36条 教員特殊業務手当は，教育文化学部の附属学校（園）に所属する副校（園）長，教頭，主幹教諭，教諭，養護教諭又は栄養教諭が次の表の業務の区分欄に掲げる場合において，当該業務が心身に著しい負担を与えると認める程度に及ぶときに支給するものとし，手当の額は業務の区分に応じて同表に定める額とする。

業 務 の 区 分		手 当 額
(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	(イ) 非常災害時における児童（幼児を含む。以下この項において同じ。）若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務（被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると認める業務に従事した場合にあっては、手当額にその100分の100に相当する額を加算した額）	8,000円
	(ロ) 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	7,500円
	(ハ) 児童又は生徒に対する緊急の補導業務	
(2) 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの		4,250円
(3) 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は休日等（勤務時間等規程第7条第1項及び第10条第2項の規定による休日（同規程第8条第1項の規定により休日を振り替えた場合にあっては、当該振り替えた休日）並びに同規程第9条の規定による代休をいう。以下この条において同じ。）に行うもの		
(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で休日等に行うもの		3,000円
(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で休日等に行うもの		1,800円

2 教員特殊業務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（教育実習等指導手当）

第37条 教育実習等指導手当は、教育文化学部の附属学校（園）に所属する副校（園）長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭が次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、業務に従事した日1日につき、同表に定める額とする。

業 務 の 区 分	手 当 額
教育文化学部の計画に基づく学生の教育実習の指導業務又はこれに準ずると認める業務に従事したとき。	720円

2 教員実習等指導手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（教職大学院実習等指導手当）

第37条の2 教職大学院実習等指導手当は、教育文化学部の附属学校（園）に所属する副校（園）長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭が次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、業務に従事した日1日につき、同表に定める額とする。

業 務 の 区 分	手 当 額
教職大学院の計画に基づく大学院生の実習の指導業務又はこれに準ずると認める業務に従事したとき。	720円

2 教職大学院実習等指導手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（教育業務連絡指導手当）

第38条 教育業務連絡指導手当は、教育文化学部の附属学校に所属する教諭のうち、次の表の主任の区分欄に掲げる主任等が、同表の業務の区分欄に掲げる業務に従事した場合に支給するものとし、手当の額は、業務に従事した日1日につき、同表に定める額とする。

主 任 の 区 分	業 務 の 区 分	手 当 額
(1) 附属小学校の教務主任、学年主任、研究主任及び教育実習主任	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるもので、その職務が困難であると認める業務に従事したとき。	200円
(2) 附属中学校の教務主任、学年主任、生徒指導主事、研究主任及び教育実習主任		

(3) 附属特別支援学校の教務主任，生徒指導主事，高等部に置かれる進路指導主事，研究主任及び教育実習主任		
--	--	--

2 教育業務連絡指導手当の支給に関し必要な事項は，別に定める。

第38条の2 削除

(入試手当)

第38条の3 入試手当は，本学が実施する入学者選抜試験に係る業務のうち，職員（試験区分が大学入試センター試験の区分であって，業務の区分が(1)～(3)については教育系職員（これに準ずる者を含む。）に限る。）が次の表の試験区分欄及び業務の区分欄に掲げる業務（試験区分が一般入試の区分にあつては，別に定める実施教科等に係るものに限る。）に従事した場合に支給するものとし，手当の額は，業務の区分に応じて同表に定める額とする。

試験区分	業務の区分	手当額（支給単位）
大学入試センター試験	(1) 試験実施本部及び各試験場本部	16,000円（1日）
	(2) 試験監督	10,000円（1日）
		5,000円（半日）
	(3) 試験監督（代替要員）	5,000円（1日）
		2,500円（半日）
	(4) 試験補助	6,000円（1日）
3,000円（半日）		
一般入試（前期・後期日程）	(1) 問題作成	35,000円（1科目）
	(2) (1)に掲げる業務の教科等の代表者	55,000円（1科目）
	(3) 答案・小論文採点	14,000円（1日）
		7,000円（半日）

2 勤務時間等規程第7条に定める休日に前項に掲げる業務を命ぜられた職員のうち，当該休日を同規程第8条の規定により他の勤務日に振り替えた場合（学長が別に定める場合を除く。）には，入試手当は支給しない。

3 入試手当は，第39条に規定する超過勤務手当相当額及び第40条に規定する休日給相当額を含むものとする。

4 入試手当の支給に関し必要な事項は，別に定める。

(災害時派遣手当)

第38条の4 災害時派遣手当は，次の表の職員の区分欄に掲げる職員が，災害救助法（昭和22年法律第118号）に定める救助に関する業務に従事した場合に支給するものとし，手当の額は，業務に従事した日1日につき，職員の区分に応じて同表に定める額とする。

職員の区分	手当額
教育系職員本給表（一）の適用を受ける教育系職員（医師及び歯科医師に限る。）	22,300円
医療系職員のうち，薬剤師，診療放射線技師，臨床検査技師，臨床工学技士，助産師及び看護師	15,700円
事務系職員及び技術系職員	14,400円

2 災害時派遣手当の支給に関し必要な事項は，別に定める。

(教員免許状更新講習手当)

第38条の5 教員免許状更新講習手当は，職員が次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし，手当の額は，同表に定める額とする。

業務の区分	手当額
教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づき，本学が開設する免許状更新講習の講師を担当した場合	講習を担当した時間1時間につき，5,500円

- 2 教員免許状更新講習手当は、第39条に規定する超過勤務手当相当額及び第40条に規定する休日給相当額を含むものとする。
- 3 教員免許状更新講習手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当)

- 第39条 勤務時間等規程第16条第1項の規定により所定の勤務日(次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)に業務上の必要により所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の150)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 2 前項の規定に定めるもののほか、勤務時間等規程第8条の規定により他の勤務日に振り替えられた休日(同規程第7条に規定する休日をいう。次条において同じ。)に勤務することを命ぜられ、当該勤務を命ぜられた日の属する週の所定の勤務時間が、あらかじめ定められた1週間の所定の勤務時間を超えることとなる職員には、その超えた所定の勤務時間に相当する時間に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
 - 3 所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えて勤務した時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項及び次条第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175、その勤務が前項に規定する勤務の場合は、100分の50)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
 - 4 勤務時間等規程第16条の2第1項に規定する超勤代替休暇を付与された場合において、当該超勤代替休暇に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代替休暇の付与に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が深夜である場合は、100分の175、その時間が第2項に規定する時間の場合は、100分の50)から第1項、第2項及び次条第1項に定める割合を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。
 - 5 超過勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(休日給)

- 第40条 勤務時間等規程第16条第1項の規定により休日(同規程第9条の規定により代休となった日を含む。)に業務上の必要により勤務することを命ぜられた職員には、勤務を命ぜられた全時間(同規程第8条の規定により、当該休日をあらかじめ他の勤務日に振り替えた場合は除く。)に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の160)を乗じて得た額を休日給として支給する。
- 2 前項の規定は、同規程第10条の規定を適用される職員にあっては、同条の規定により、休日として指定した日を休日とみなして適用するものとし、当該職員の所定の勤務時間が、同規程第7条第1項第3号から第5号までに当たる日(以下「祝日等」という。)に割り振られた場合において、当該祝日等分の休日を指定されない職員については、所定の勤務時間及びその日に勤務を命じられた全時間に対して、前項に規定する休日給を支給する。

(夜勤手当)

- 第41条 所定の勤務時間が深夜に割り振られた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を夜勤手当として支給する(前条の規定により休日給が支給されることとなる場合を除く。)

(宿日直手当)

- 第42条 宿日直手当は、職員が勤務時間等規程第15条の規定により、宿日直勤務を命じられ、次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、業務の区分に応じて同表に定める額とする。

業 務 の 区 分	手 当 額
(1) 病院の定時巡回、看護に関する緊急時の対応、非常事態に備えての待機及び電話の収受に対処するための看護師長等の宿日直勤務	6,700円
(2) 生命維持管理装置の操作及び保守点検に関する緊急時の対応、非常事態に備えての待機及び電話の収受に対処するための臨床工学技士長、主任臨床工学技士及び臨床工学技士の宿日直勤務	5,900円

- 2 前項の勤務は、前3条の勤務には含まれない。

第42条の2 削除

(夜間・休日診療手当)

第42条の3 夜間・休日診療手当は、医学部附属病院の小児科、集中治療部又は救急部に勤務する医師が、次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、業務の区分に応じて同表に定める額とする。

勤務の区分	手当額
(1) 所定の勤務時間による勤務が夜間（午後4時15分から翌日午前8時45分まで）において行われる診療等の業務に従事したとき。	20,000円
(2) 所定の勤務時間による勤務が休日（午前8時30分から午後5時まで）において行われる診療等の業務に従事したとき。	
(3) (1)又は(2)に掲げる業務（救急部に勤務する場合に限る。）に加え、所属する診療科等の入院患者の病状の急変等に対処するための業務を付加されたとき。	40,000円

- 2 夜間・休日診療手当は、第41条の規定による夜勤手当相当額を含むものとする。
- 3 夜間・休日診療手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(待機診療手当)

第42条の4 待機診療手当は、医学部附属病院に勤務する医師又は歯科医師が次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、同表の勤務箇所欄に掲げる診療科等に応じて同表に定める額とする。

業務の区分	勤務箇所	手当額
所定の勤務時間以外の時間において救急患者又は入院患者の病状の急変等に対処するために待機を命じられ、呼び出しを受け、診療に従事したとき。	(イ) 次の(ロ)及び(ハ)に掲げるもの以外の診療科（小児科を除く。）等	20,000円
	(ロ) 集中治療部又は救急部	15,000円
	(ハ) 糖尿病・内分泌内科、老年内科、呼吸器外科、食道外科、乳腺・内分泌外科、脳神経外科、小児外科、整形外科、皮膚科、眼科、麻酔科又は腫瘍内科の各診療科	10,000円

- 2 待機診療手当は、第39条に規定する超過勤務手当相当額及び第40条に規定する休日給相当額を含むものとする。
- 3 待機診療手当に関し必要な事項は、別に定める。

(特別診療加算手当)

第42条の5 特別診療加算手当は、医学部附属病院に勤務する医師又は歯科医師が所定の勤務時間以外の時間において次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、業務の区分に応じて同表に定める額とする。

業務の区分	手当額
(1) 重症患者の管理等の業務のため8時間以上待機したとき。	10,000円
(2) 臨時又は緊急の手術及び重症処置の業務に従事したとき。 (3)に該当する手術は除く。	6,000円
(3) 予め所定の勤務時間以外に開始が予定されていた手術の業務に従事したとき及び所定の勤務時間内に開始した手術の業務が延長し、所定の勤務時間以外の時間に及んだとき。	4,000円
(4) 高度の技術を要する処置又は検査等の業務に従事したとき（前条第1項の表の勤務箇所欄(ハ)に掲げる診療科における当該業務に限る。）。	4,000円
(5) 緊急の分べんの業務又は当該分べんに関わる麻酔等の業務に従事したとき（産科婦人科、小児科又は麻酔科に所属する医師が従事した場合に限る。）。	10,000円

- 2 特別診療加算手当は、第39条に規定する超過勤務手当相当額及び第40条に規定する休日給相当額を含むものとする。
- 3 特別診療加算手当に関し必要な事項は、別に定める。

(診療従事特別調整手当)

第42条の6 診療従事特別調整手当は、医学部附属病院に勤務する医師又は歯科医師が次の表の業務の区分欄に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、同表に定める額とする。

業務の区分	手当額
手術及び重症処置業務が行われる日の前日の夜間又は休日の診療業務及び待機又は呼び出しの診療業務の免除を実施している診療科の医師又は歯科医師が、前条の表(2)に規定する業務に従事したとき。	1,000円

- 2 診療従事特別調整手当に関し必要な事項は、別に定める。

(寒冷地手当)

第43条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下「基準日」という。)に在勤する職員に対して支給するものとし、手当の月額は、次の表の基準日における職員の世帯等の区分欄に応じ、同表に定める額とする。

世帯等の区分		手当額
世帯主である職員	扶養親族のある職員	17,800円
	その他の世帯主である職員	10,200円
その他の職員		7,360円
備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって、別に定める地域に居住する扶養親族のないもののうち、職員給与規程第29条第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの(学長が定めるものに限る。)及びこれに準ずるものとして学長が定めるものを含まないものとする。		

- 2 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
 - (1) 第48条の規定により給与の支給を受ける職員(同条の規定により寒冷地手当を支給しないこととされている職員を除く。)前項の規定による額にその者の給与の支給について用いられた同条の規定による割合を乗じて得た額
 - (2) 第50条の規定の適用を受ける職員 前項の規定による額からその半額を減じた額
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、職員就業規則第45条第1項第3号の規定により停職にされている職員その他学長が定める職員 零
- 3 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第1項の規定による額を超えない範囲内で、学長が定める額とする。
 - (1) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
 - (2) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合
 - (3) 前2号に掲げる場合に準ずる場合として学長が定める場合
- 4 寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 賞与

(期末手当)

第44条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び平成22年給与規程附則第2項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは職員就業規則第25条の規定により解雇され、又は死亡した職員(第3項第2号に定める職員を除く。)についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条及び次条並びに平成22年給与規程附則第2項第4号において同じ。)において職員が受けるべき本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する異動保障手当及び広域異動手当の月額の合計額に、次の表

(1) に定める職員にあっては、本給の月額並びにこれに対する異動保障手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）（次の表（2）に定める職員にあっては、その額に本給月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額）を加算した額を基礎として、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額（次の表（2）に定める職員で管理職手当の区分がⅡ種であるもの（次条第2項及び平成22年給与規程附則第5項において「特定管理職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額、特別職職員本給表の適用を受ける職員にあっては6月に支給する場合には100分の62.5、12月に支給する場合には100分の77.5を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表（3）に定める割合を乗じて得た額とする。

表（1）

本 給 表	職 務 の 級	加 算 割 合
一般職員本給表(一)	8級以上	100分の20
	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
一般職員本給表(二)	5級	100分の10
	4級	100分の5
	3級(別に定める職員に限る。)	
教育系職員本給表(一)	6級	100分の20
	5級	100分の15 (別に定める職員にあっては100分の20)
	4級・3級	100分の10 (4級の職員のうち別に定める職員にあっては100分の15)
	2級(別に定める職員に限る。)	100分の5
教育系職員本給表(二)	4級	100分の15
	3級	100分の10
	2級(別に定める職員に限る。)	100分の5 (別に定める職員にあっては100分の10)
教育系職員本給表(三)	4級	100分の15
	3級	100分の10
	2級(別に定める職員に限る。)	100分の5 (別に定める職員にあっては100分の10)
医療系職員本給表(一)	6級	100分の15
	5級	100分の10
	4級・3級	100分の5
	2級(別に定める職員に限る。)	
医療系職員本給表(二)	6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
	2級(別に定める職員に限る。)	
特別職職員本給表		100分の20

表（2）

本 給 表	職 務 の 級	管理職手当の区分	加算割合
一般職員本給表(一)	7級以上	Ⅱ種	100分の15
教育系職員本給表(一)	6級・5級	Ⅲ種	100分の10
医療系職員本給表(二)	6級	Ⅱ種	100分の15
特別職職員本給表			100分の25

表（3）

在 職 期 間	割 合
6か月	100分の100
5か月以上 6か月未満	100分の80
3か月以上 5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

- 3 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。
- (1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員
 - イ 無給休職者（職員就業規則第13条第1項第1号、第3号、第4号、第5号、第7号、第9号又は第10号の規定により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
 - ロ 刑事休職者（職員就業規則第13条第1項第2号の規定により休職にされている職員をいう。）
 - ハ 停職者（職員就業規則第45条第1項第3号の規定により停職にされている職員をいう。）
 - ニ 無給派遣休職者（職員就業規則第13条第1項第6号の規定により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
 - ホ 育児休業規程第4条第1項の規定により育児休業をしている職員又は介護休業規程第4条第1項の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員
 - ヘ 任期付短時間勤務職員（育児休業規程第28条第2項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。）
 - ト 大学院修学休業職員（教育系職員就業規程第13条の規定により大学院修学休業をしている職員をいう。）
 - チ 自己啓発等休業職員（自己啓発等休業規程第2条第4項に規定する自己啓発等休業をしている職員をいう。）
 - (2) 基準日1月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員
 - イ その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員であった場合
 - ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用職員となった者
 - ハ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において国の機関又は他の法人等の職員となった者（本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。）
- 4 前3項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由のある職員については、これを不支給又は一時差止とする。
- 5 期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（勤勉手当）

第45条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び平成22年給与規程附則第2項第5号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは職員就業規則第25条の規定により解雇され、又は死亡した職員（前条第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。この項及び平成22年給与規程附則第2項第5号において同じ。）において受けるべき本給の月額並びにこれに対する異動保障手当及び広域異動手当の月額の合計額に、役職段階別加算額（前条第2項の表（2）に定める職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、次の表に掲げる勤務期間の区分に応じた期間率及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、それぞれ次の各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する異動保障手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の85（特定管理職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額の総額
- (2) 特別職職員本給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

勤 務 期 間	期 間 率
6か月	100分の100
5か月15日 以上 6か月未満	100分の95
5か月 以上 5か月15日未満	100分の90
4か月15日 以上 5か月未満	100分の80
4か月 以上 4簡月15日未満	100分の70
3か月15日 以上 4か月未満	100分の60
3か月 以上 3か月15日未満	100分の50
2か月15日 以上 3か月未満	100分の40
2か月 以上 2か月15日未満	100分の30
1か月15日 以上 2か月未満	100分の20

1か月	以上	1か月15日未満	100分の15
15日	以上	1か月未満	100分の10
15日		未満	100分の5
零			0

3 前条第3項の規定は、同項第1号中イ、ロ及びニを「休職者（職員就業規則第13条第1項の規定により休職にされている職員（第48条の表（1）中の（イ）の規定の適用を受ける職員を除く。）をいう。）」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。

4 前条第4項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

5 勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第46条 削除

第3章 給与の特例

（特定の職員の適用除外）

第47条 第21条、第23条、第24条、第26条、第27条及び第31条から第42条の5までの規定は、特別職職員本給表の適用を受ける職員には適用しない。

（休職者の給与）

第48条 休職者の給与は、次の表の休職の事由欄に掲げる場合に支給するものとし、給与は、休職の事由に応じて同表に定める額とする。

休 職 の 事 由	休 職 者 の 給 与
(1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合	(イ) 当該休職が業務上又は通勤によるものである場合は、その休職の期間中、給与の全額（労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第14条による休業補償給付を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。
	(ロ) 当該休職が結核性疾患によるものである場合は、その休職の期間が満2年に達するまでは、本給、扶養手当、異動保障手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当（以下この条において「本給等」という。）のそれぞれ100分の80を支給する。ただし、教育系職員就業規程第7条第2項の規定による休職の期間にあっては、その期間中、給与の全額を支給する。
	(ハ) 当該休職が(イ)及び(ロ)以外の心身の故障によるものである場合は、休職の期間が満1年に達するまでは、その本給等のそれぞれ100分の80を支給する。
(2) 刑事事件に関し起訴された場合	その休職の期間中、本給、扶養手当、異動保障手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。
(3) 職務に関連があると認められる学術に関する研究又は指導に従事する場合	その休職の期間中、本給等のそれぞれ100分の70以内を支給する。
(4) 共同して行う研究、又は国の委託を受けて行われる研究に従事する場合	
(5) 研究成果活用企業の役員（監査役を除く。）、顧問又は評議員の職を兼ねる場合において、大学の職務に従事することができないとき。	支給しない。
(6) 国際機関、外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合	その休職の期間中、本給等のそれぞれ100分の70（ただし、派遣先の勤務に対して支給される報酬の額等派遣先機関の特殊事情によっては、100分の100以内を支給する又は給与を支給しないことができる。）を支給する。
(7) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合	その休職の期間中、本給等のそれぞれ100分の70以内（業務上の災害又は労災保険法第7条第2

合	項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内)を支給する。
(8) 削除	削除
(9) 労働組合の業務に専従する場合	支給しない。
(10) その他特別の事情があり、学長が休職を相当と認める場合	その休職の期間のうち学長が定める期間中、学長が定める給与を支給する。

(給与の減額)

第49条 職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第9条に規定する休日の代休又は勤務時間等規程第16条の2に規定する超勤代替休暇である場合、勤務時間等規程第22条に規定する休暇による場合、その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(本給の半減)

第50条 前条の規定にかかわらず、職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。

第4章 補則

(実施に関し必要な事項)

第51条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(承継職員の本給表の切替え)

2 施行日の前日から引き続き在職する職員であって、同日においてその者に適用されていた俸給表(以下「旧俸給表」という。)が附則別表第1に掲げられているものの施行日における本給表は、旧俸給表に対応する同表の本給表欄に定める本給表とする。

附則別表第1

旧 俸 給 表	本 給 表
行政職俸給表(一)	一般職員本給表(一)
行政職俸給表(二)	一般職員本給表(二)
教育職俸給表(一)	教育系職員本給表(一)
教育職俸給表(二)	教育系職員本給表(二)
教育職俸給表(三)	教育系職員本給表(三)
医療職俸給表(二)	医療系職員本給表(一)
医療職俸給表(三)	医療系職員本給表(二)
指定職俸給表	特別職職員本給表

(職務の級及び号俸の切替え)

3 前項の規定により施行日における本給表を定められた職員の同日における職務の級は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)と同一の職務の級とする。

4 前2項の規定により施行日における職務の級を定められた職員の同日における号俸は、施行日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)と同一の号俸とする。

(最高号俸を超える俸給月額切替え等)

5 施行日の前日において職務の級における最高の号俸を超える俸給月額が附則別表第2の旧俸給月額欄に掲げられている職員の施行日における号俸は、その者の施行日の前日における俸給月額に対応する新号俸欄に定める号俸とする。

附則別表第2

イ 旧俸給表が行政職俸給表（一）の適用を受ける職員

3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸
318,900	33号俸	366,500	29号俸	384,200	27号俸	420,100	25号俸	430,600	23号俸
320,700	34号俸	368,700	30号俸	386,800	28号俸	423,500	26号俸	434,100	24号俸
322,500	35号俸	370,900	31号俸	389,400	29号俸	426,900	27号俸	437,600	25号俸
324,300	36号俸	373,100	32号俸	392,000	30号俸	430,300	28号俸	441,100	26号俸
326,100	37号俸	375,300	33号俸	394,600	31号俸	433,700	29号俸	444,600	27号俸

8 級		9 級		10 級		11 級	
旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸
454,700	22号俸	491,000	19号俸	514,700	16号俸	582,300	16号俸
458,300	23号俸	495,100	20号俸	519,100	17号俸	586,900	17号俸
461,900	24号俸	499,200	21号俸	523,500	18号俸	591,500	18号俸
465,500	25号俸	503,300	22号俸	527,900	19号俸	596,100	19号俸
469,100	26号俸	507,400	23号俸	532,300	20号俸	600,700	20号俸

ロ 旧俸給表が行政職俸給表（二）の適用を受ける職員

3 級		4 級		5 級	
旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸
309,500	32号俸	327,100	32号俸	351,400	28号俸
311,300	33号俸	329,100	33号俸	353,600	29号俸
313,100	34号俸	331,100	34号俸	355,800	30号俸
314,900	35号俸	333,100	35号俸	358,000	31号俸
316,700	36号俸	335,100	36号俸	360,200	32号俸

ハ 旧俸給表が教育職俸給表（一）の適用を受ける職員

2 級		3 級		4 級		5 級	
旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸
413,500	35号俸	474,100	29号俸	506,900	27号俸	594,800	24号俸
416,300	36号俸	477,100	30号俸	510,200	28号俸	599,400	25号俸
419,100	37号俸	480,100	31号俸	513,500	29号俸	604,000	26号俸
421,900	38号俸	483,100	32号俸	516,800	30号俸	608,600	27号俸
424,700	39号俸	486,100	33号俸	520,100	31号俸	613,200	28号俸

ニ 旧俸給表が教育職俸給表（二）の適用を受ける職員

2 級		3 級		4 級	
旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸
458,500	34号俸	508,500	24号俸	530,600	16号俸
461,300	35号俸	512,500	25号俸	535,000	17号俸
464,100	36号俸	516,500	26号俸	539,400	18号俸
466,900	37号俸	520,500	27号俸	543,800	19号俸
469,700	38号俸	524,500	28号俸	548,200	20号俸

ホ 旧俸給表が教育職俸給表（三）の適用を受ける職員

2 級		3 級		4 級	
旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸
444,600	37号俸	475,500	27号俸	503,400	16号俸
447,000	38号俸	478,300	28号俸	507,300	17号俸
449,400	39号俸	481,100	29号俸	511,200	18号俸
451,800	40号俸	483,900	30号俸	515,100	19号俸

454,200	41号俸	486,700	31号俸	519,000	20号俸
---------	------	---------	------	---------	------

へ 旧俸給表が医療職俸給表（二）の適用を受ける職員

3 級		4 級		5 級		6 級	
旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸
369,500	31号俸	388,100	28号俸	426,300	24号俸	454,700	21号俸
371,700	32号俸	390,700	29号俸	429,700	25号俸	458,300	22号俸
373,900	33号俸	393,300	30号俸	433,100	26号俸	461,900	23号俸
376,100	34号俸	395,900	31号俸	436,500	27号俸	465,500	24号俸
378,300	35号俸	398,500	32号俸	439,900	28号俸	469,100	25号俸

ト 旧俸給表が医療職俸給表（三）の適用を受ける職員

2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸
370,700	39号俸	393,200	32号俸	409,900	29号俸	430,300	25号俸	488,600	23号俸
372,900	40号俸	395,500	33号俸	412,300	30号俸	432,800	26号俸	492,100	24号俸
375,100	41号俸	397,800	34号俸	414,700	31号俸	435,300	27号俸	495,600	25号俸
377,300	42号俸	400,100	35号俸	417,100	32号俸	437,800	28号俸	499,100	26号俸
379,500	43号俸	402,400	36号俸	419,500	33号俸	440,300	29号俸	502,600	27号俸

（期間の通算）

- 6 前項の規定により施行日における号俸を決定された職員に対する施行日以後における最初の第18条の規定の適用については、その者の施行日の前日における俸給月額を受けていた間をその者の施行日における本給月額を受けていた期間に通算する。

（施行日前の俸給決定に係る期間の通算）

- 7 前項によるほか、施行日における号俸（以下「新号俸」という。）を定められる職員に対する施行日以後における最初の第18条第1項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間を新号俸を受ける期間に通算する。

（異動保障手当）

- 8 施行日の前日から引き続き在職する職員であって、かつ官署を異にして異動（以下この項において「異動」という。）し給与法第11条の7の規定に基づき調整手当の異動保障を受けていた者の第25条の規定の適用については、当該異動の日から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日までの間（第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となるときは、平成17年3月31日までの間。以下この項において同じ。）、本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額異動保障手当を支給する。

(1) 当該異動の日から平成17年3月31日までの期間 異動前の支給割合

(2) 当該異動の日から同日以後3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

（経過措置）

- 9 施行日の前日から引き続き在職する職員であって、次の表の第1欄に掲げるこの規程の適用に際しては、同表の第2欄に掲げる法令の効果を継承する。ただし、同日において、同表の第1欄に掲げる規定の定めにより新たに支給されることとなる場合、又は支給されなくなる場合等にあつては、この限りでない。

この規程の規定	他の法令の規定
第26条（扶養手当）	給与法第11条
第27条（住居手当）	給与法第11条の9
第28条（通勤手当）	給与法第12条
第29条（単身赴任手当）	給与法第12条の2

- 10 施行日の前日から引き続き在職する職員であって、次の表の第1欄に掲げるこの規程の適用に際しては、同表の第2欄に掲げる法令の効果を継承する。

この規程の規定	他の法令の規定
---------	---------

第48条（休職者の給与）の「同表」中 （１）（病気休職） （２）（起訴休職） （３）（研究休職） （４）（共同研究休職） （６）（派遣休職） （７）（災害行方不明休職）	給与法第23条第1項、第2項及び第3項 給与法第23条第4項 人事院規則9-13（休職者の給与）第1条第1号 人事院規則9-13第1条第1号 人事院規則18-0（職員の国際機関等への派遣）第7条 人事院規則9-13第1条第1号及び第2号
第50条（本給の半減）	給与法附則第7項

附 則

この規程は、平成16年6月24日から施行し、平成16年6月21日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成16年11月10日から施行し、平成16年10月28日から適用する。
ただし、第12条第2号（別表第2の改正に係る部分に限る。）は、平成16年10月1日から適用する。

（寒冷地手当に関する経過措置）

- 2 この項から附則第5項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 経過措置対象職員 平成16年10月29日（以下「旧基準日」という。）から引き続き在勤する職員をいう。
 - (2) 基準世帯等区分 経過措置対象職員の旧基準日以降における世帯等の区分のうち、旧算出規定（改正前の職員給与規程第43条の規定をいう。以下この項において同じ。）を適用したとしたならば算出される同条第1項の規定による基準額又は加算額が最も少なくなる世帯等の区分をいう。
 - (3) みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象職員につき、改正後の職員給与規程第43条第1項に規定する基準日（以下単に「基準日」という。）におけるその基準世帯等区分をその世帯等区分とみなして、旧算出規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を5で除して得た額をいう。
- 3 基準日において、経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き在勤する職員に対しては、みなし寒冷地手当基礎額から次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額（以下この項において「特例支給額」という。）が、その者につき改正後の職員給与規程第43条第1項の規定を適用したならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、改正後の職員給与規程第43条第1項の規定にかかわらず、特例支給額の寒冷地手当を支給する。

平成16年11月から平成17年3月まで	6,000円
平成17年11月から平成18年3月まで	10,000円
平成18年11月から平成19年3月まで	14,000円
平成19年11月から平成20年3月まで	18,000円
平成20年11月から平成21年3月まで	22,000円

- 4 前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者（以下この項において「支給対象職員」という。）との権衡上必要があると認められるときは、基準日において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者に対しては、改正後の職員給与規程第43条の規定にかかわらず、学長が定めるところにより、前項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 5 国等の職員であった者が、旧基準日の翌日以降に引き続き職員給与規程の適用を受ける職員となった場合において、採用の事情、旧基準日から当該在勤することとなった日の前日までの間における勤務地等を考慮して、附則第3項から前項までの規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との権衡上必要があると認められるときは、基準日にお

いて当該職員である者に対しては、改正後の職員給与規程第43条の規定にかかわらず、学長の定めるところにより、附則第3項から前項までの規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

附 則

この規程は、平成17年5月25日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年9月26日から施行し、平成17年7月5日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(職務の級の切替え)

第2条 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

附則別表第1

イ 旧一般職員本給表(一)の適用を受ける職員の新級への切替

本 給 表	旧 級	新 級
一般職員本給表(一) (旧一般職員本給表(一))	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級

ロ 旧一般職員本給表(二)の適用を受ける職員の新級への切替

本 給 表	旧 級	新 級
一般職員本給表(二) (旧一般職員本給表(二))	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級

ハ 旧教育系職員本給表(一)の適用を受ける職員の新級への切替

本 給 表	旧 級	新 級
教育系職員本給表(一) (旧教育系職員本給表(一))	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級

ニ 旧教育系職員本給表(二)の適用を受ける職員の新級への切替

本 給 表	旧 級	新 級
教育系職員本給表(二) (旧教育系職員本給表(二))	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級

ホ 旧教育系職員本給表(三)の適用を受ける職員の新級への切替

本 給 表	旧 級	新 級
教育系職員本給表(三) (旧教育系職員本給表(三))	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級

	4 級	4 級
--	-----	-----

へ 旧医療系職員本給表(一)の適用を受ける職員の新級への切替

本 給 表	旧 級	新 級
医療系職員本給表(一) (旧医療系職員本給表(一))	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
	6 級	6 級

ト 旧医療系職員本給表(二)の適用を受ける職員の新級への切替

本 給 表	旧 級	新 級
医療系職員本給表(二) (旧医療系職員本給表(二))	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
	6 級	6 級

(号俸の切替え)

第3条 切替日の前日において改正前の職員給与規程別表第1から別表第7までの本給表の適用を受けていた職員の新号俸の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、第3項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間(次項に定める職員にあっては、次項に定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

附則別表第2

イ 一般職員本給表(一)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1
1	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12	12

	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13	13
10	3月未滿	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13	13
	3月以上6月未滿	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14	14
	6月以上9月未滿	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15	15
	9月以上12月未滿	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17	17
11	3月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17	17
	3月以上6月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18	18
	6月以上9月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19	19
	9月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21	21
12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21	21
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22	22
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25	25
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25	25
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26	26
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29	29
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29	29
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30	30
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34	34
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37	37
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37	
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	38	
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	39	
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	40	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	41	
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	44	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	45	
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	45	
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	45	
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	45	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	45	
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57	53	45	
	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62	58	54	45	
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63	59	55	45	
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60	56	45	
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61	57	45	
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61	57	45	
	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66	62	58	45	
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67	63	59	45	
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64	60	45	
	12月以上			81	63	85	73	69	65	61	45	
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65	61		
	3月以上6月未滿			82	64	86	74	70	66	61		
	6月以上9月未滿			83	64	87	75	71	67	61		
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68	61		
	12月以上			85	65	89	77	73	69	61		
22	3月未滿			85	65	89	77	73	69	61		
	3月以上6月未滿			86	65	90	78	74	70	61		
	6月以上9月未滿			87	66	91	79	75	71	61		
	9月以上12月未滿			88	66	92	80	76	72	61		
	12月以上			89	67	93	81	77	73	61		
23	3月未滿			89	67	93	81	77	73	61		
	3月以上6月未滿			90	67	94	82	78	74	61		
	6月以上9月未滿			91	68	95	83	79	75	61		
	9月以上12月未滿			92	68	96	84	80	76	61		
	12月以上			93	69	97	85	81	77	61		
24	3月未滿			93	69	97	85	81	77			
	3月以上6月未滿			94	70	98	86	82	77			
	6月以上9月未滿			95	71	99	87	83	77			
	9月以上12月未滿			96	72	100	88	84	77			
	12月以上			97	73	101	89	85	77			
25	3月未滿			97	73	101	89	85	77			
	3月以上6月未滿			98	73	102	90	85	77			
	6月以上9月未滿			99	74	103	91	85	77			
	9月以上12月未滿			100	74	104	92	85	77			
	12月以上			101	75	105	93	85	77			
26	3月未滿			101	75	105	93	85	77			
	3月以上6月未滿			102	75	106	93	85	77			
	6月以上9月未滿			103	76	107	93	85	77			
	9月以上12月未滿			104	76	108	93	85	77			
	12月以上			105	77	109	93	85	77			
	3月未滿			105	77	109	93	85				

27	3月以上6月未満	106	78	110	93	85			
	6月以上9月未満	107	79	111	93	85			
	9月以上12月未満	108	80	112	93	85			
	12月以上	109	81	113	93	85			
28	3月未満	109	81	113	93				
	3月以上6月未満	110	82	113	93				
	6月以上9月未満	111	83	113	93				
	9月以上12月未満	112	84	113	93				
29	12月以上	113	85	113	93				
	3月未満	113	85	113	93				
	3月以上6月未満	114	85	113	93				
	6月以上9月未満	115	86	113	93				
30	9月以上12月未満	116	86	113	93				
	12月以上	117	87	113	93				
	3月未満	117	87	113					
	3月以上6月未満	118	87	113					
31	6月以上9月未満	119	88	113					
	9月以上12月未満	120	88	113					
	12月以上	121	89	113					
	3月未満	121	89	113					
32	3月以上6月未満	122	90	113					
	6月以上9月未満	123	91	113					
	9月以上12月未満	124	92	113					
	12月以上	125	93	113					
33	3月未満	125	93						
	3月以上6月未満	125	94						
	6月以上9月未満	125	95						
	9月以上12月未満	125	96						
34	12月以上	125	97						
	3月未満	125	97						
	3月以上6月未満	125	98						
	6月以上9月未満	125	99						
35	9月以上12月未満	125	100						
	12月以上	125	101						
	3月未満	125							
	3月以上6月未満	125							
36	6月以上9月未満	125							
	9月以上12月未満	125							
	12月以上	125							
	3月未満	125							
37	3月以上6月未満	125							
	6月以上9月未満	125							
	9月以上12月未満	125							
	12月以上	125							

□ 一般職員本給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		1	3月未満		1	1	5
1	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
3	12月以上	5	5	1	13	1	1
	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
4	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
5	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
	3月未満	13	13	9	21	1	1
5	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
3月未満	17	17	13	25	5	1	

6	3月以上6月未滿	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未滿	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未滿	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未滿	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未滿	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未滿	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未滿	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未滿	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未滿	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未滿	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未滿	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未滿	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未滿	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未滿	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未滿	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未滿	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未滿	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未滿	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未滿	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未滿	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未滿	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未滿	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未滿	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未滿	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未滿	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未滿	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未滿	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未滿	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未滿	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未滿	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未滿	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未滿	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未滿	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未滿	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未滿	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未滿	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未滿	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未滿	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未滿	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未滿	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未滿	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未滿	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未滿	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月未滿	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未滿	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未滿	87	87	76	95	75	69

	9月以上12月未満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未満	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未満	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未満	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未満	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未満	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未満	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未満	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未満	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未満	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未満	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未満	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未満	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未満	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未満	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未満	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未満	105	105	87	113	93	
	3月以上6月未満	106	106	87	114	94	
	6月以上9月未満	107	107	88	115	95	
	9月以上12月未満	108	108	88	116	96	
	12月以上	109	109	89	117	97	
29	3月未満	109	109	89	117	97	
	3月以上6月未満	110	110	90	118	98	
	6月以上9月未満	111	111	91	119	99	
	9月以上12月未満	112	112	92	120	100	
	12月以上	113	113	93	121	101	
30	3月未満	113	113	93	121	101	
	3月以上6月未満	114	114	93	122	101	
	6月以上9月未満	115	115	94	123	101	
	9月以上12月未満	116	116	94	124	101	
	12月以上	117	117	95	125	101	
31	3月未満	117	117	95	125	101	
	3月以上6月未満	118	118	95	126	101	
	6月以上9月未満	119	119	96	127	101	
	9月以上12月未満	120	120	96	128	101	
	12月以上	121	121	97	129	101	
32	3月未満	121	121	97	129	101	
	3月以上6月未満	121	122	98	130	101	
	6月以上9月未満	121	123	99	131	101	
	9月以上12月未満	121	124	100	132	101	
	12月以上	121	125	101	133	101	
33	3月未満		125	101	133		
	3月以上6月未満		126	102	133		
	6月以上9月未満		127	103	133		
	9月以上12月未満		128	104	133		
	12月以上		129	105	133		
34	3月未満			105	133		
	3月以上6月未満			106	133		
	6月以上9月未満			107	133		
	9月以上12月未満			108	133		
	12月以上			109	133		
35	3月未満			109	133		
	3月以上6月未満			109	133		
	6月以上9月未満			110	133		
	9月以上12月未満			110	133		
	12月以上			111	133		
36	3月未満			111	133		
	3月以上6月未満			111	133		
	6月以上9月未満			112	133		
	9月以上12月未満			112	133		
	12月以上			113	133		

ハ 教育系職員本給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1	1

	9月以上12月未滿	8	8	8	1	1
	12月以上	9	9	9	1	1
4	3月未滿	9	9	9	1	1
	3月以上6月未滿	10	10	10	2	1
	6月以上9月未滿	11	11	11	3	1
	9月以上12月未滿	12	12	12	4	1
	12月以上	13	13	13	5	1
5	3月未滿	13	13	13	5	1
	3月以上6月未滿	14	14	14	6	1
	6月以上9月未滿	15	15	15	7	1
	9月以上12月未滿	16	16	16	8	1
	12月以上	17	17	17	9	1
6	3月未滿	17	17	17	9	1
	3月以上6月未滿	18	18	18	10	2
	6月以上9月未滿	19	19	19	11	3
	9月以上12月未滿	20	20	20	12	4
	12月以上	21	21	21	13	5
7	3月未滿	21	21	21	13	5
	3月以上6月未滿	22	22	22	14	6
	6月以上9月未滿	23	23	23	15	7
	9月以上12月未滿	24	24	24	16	8
	12月以上	25	25	25	17	9
8	3月未滿	25	25	25	17	9
	3月以上6月未滿	26	26	26	18	10
	6月以上9月未滿	27	27	27	19	11
	9月以上12月未滿	28	28	28	20	12
	12月以上	29	29	29	21	13
9	3月未滿	29	29	29	21	13
	3月以上6月未滿	30	30	30	22	14
	6月以上9月未滿	31	31	31	23	15
	9月以上12月未滿	32	32	32	24	16
	12月以上	33	33	33	25	17
10	3月未滿	33	33	33	25	17
	3月以上6月未滿	34	34	34	26	18
	6月以上9月未滿	35	35	35	27	19
	9月以上12月未滿	36	36	36	28	20
	12月以上	37	37	37	29	21
11	3月未滿	37	37	37	29	21
	3月以上6月未滿	38	38	38	30	22
	6月以上9月未滿	39	39	39	31	23
	9月以上12月未滿	40	40	40	32	24
	12月以上	41	41	41	33	25
12	3月未滿	41	41	41	33	25
	3月以上6月未滿	42	42	42	34	26
	6月以上9月未滿	43	43	43	35	27
	9月以上12月未滿	44	44	44	36	28
	12月以上	45	45	45	37	29
13	3月未滿	45	45	45	37	29
	3月以上6月未滿	46	46	46	38	30
	6月以上9月未滿	47	47	47	39	31
	9月以上12月未滿	48	48	48	40	32
	12月以上	49	49	49	41	33
14	3月未滿	49	49	49	41	33
	3月以上6月未滿	50	50	50	42	34
	6月以上9月未滿	51	51	51	43	35
	9月以上12月未滿	52	52	52	44	36
	12月以上	53	53	53	45	37
15	3月未滿	53	53	53	45	37
	3月以上6月未滿	54	54	54	46	38
	6月以上9月未滿	55	55	55	47	39
	9月以上12月未滿	56	56	56	48	40
	12月以上	57	57	57	49	41
16	3月未滿	57	57	57	49	41
	3月以上6月未滿	58	58	58	50	42
	6月以上9月未滿	59	59	59	51	43
	9月以上12月未滿	60	60	60	52	44
	12月以上	61	61	61	53	45
17	3月未滿	61	61	61	53	45
	3月以上6月未滿	62	62	62	54	46
	6月以上9月未滿	63	63	63	55	47
	9月以上12月未滿	64	64	64	56	48
	12月以上	65	65	65	57	49
18	3月未滿	65	65	65	57	49
	3月以上6月未滿	66	66	66	58	50
	6月以上9月未滿	67	67	67	59	51
	9月以上12月未滿	68	68	68	60	52
	12月以上	69	69	69	61	53
19	3月未滿	69	69	69	61	53
	3月以上6月未滿	70	70	70	62	54
	6月以上9月未滿	71	71	71	63	55
	9月以上12月未滿	72	72	72	64	56
	12月以上	73	73	73	65	57
20	3月未滿	73	73	73	65	57
	3月以上6月未滿	74	74	74	66	58
	6月以上9月未滿	75	75	75	67	59
	9月以上12月未滿	76	76	76	68	60
	12月以上	77	77	77	69	61

21	3月未滿	77	77	77	69	61
	3月以上6月未滿	78	78	78	70	62
	6月以上9月未滿	79	79	79	71	63
	9月以上12月未滿	80	80	80	72	64
	12月以上	81	81	81	73	65
22	3月未滿	81	81	81	73	65
	3月以上6月未滿	82	82	82	74	66
	6月以上9月未滿	83	83	83	75	67
	9月以上12月未滿	84	84	84	76	68
	12月以上	85	85	85	77	69
23	3月未滿	85	85	85	77	69
	3月以上6月未滿	86	86	86	78	70
	6月以上9月未滿	87	87	87	79	71
	9月以上12月未滿	88	88	88	80	72
	12月以上	89	89	89	81	73
24	3月未滿	89	89	89	81	73
	3月以上6月未滿	90	90	90	82	74
	6月以上9月未滿	91	91	91	83	75
	9月以上12月未滿	92	92	92	84	76
	12月以上	93	93	93	85	77
25	3月未滿	93	93	93	85	77
	3月以上6月未滿	94	94	94	86	78
	6月以上9月未滿	95	95	95	87	79
	9月以上12月未滿	96	96	96	88	80
	12月以上	97	97	97	89	81
26	3月未滿	97	97	97	89	81
	3月以上6月未滿	98	98	98	90	81
	6月以上9月未滿	99	99	99	91	81
	9月以上12月未滿	100	100	100	92	81
	12月以上	101	101	101	93	81
27	3月未滿	101	101	101	93	81
	3月以上6月未滿	102	102	102	94	81
	6月以上9月未滿	103	103	103	95	81
	9月以上12月未滿	104	104	104	96	81
	12月以上	105	105	105	97	81
28	3月未滿	105	105	105	97	81
	3月以上6月未滿	106	106	106	98	81
	6月以上9月未滿	107	107	107	99	81
	9月以上12月未滿	108	108	108	100	81
	12月以上	109	109	109	101	81
29	3月未滿	109	109	109	101	
	3月以上6月未滿	110	110	110	101	
	6月以上9月未滿	111	111	111	101	
	9月以上12月未滿	112	112	112	101	
	12月以上	113	113	113	101	
30	3月未滿	113	113	113	101	
	3月以上6月未滿	114	114	114	101	
	6月以上9月未滿	115	115	115	101	
	9月以上12月未滿	116	116	116	101	
	12月以上	117	117	117	101	
31	3月未滿	117	117	117	101	
	3月以上6月未滿	118	118	117	101	
	6月以上9月未滿	119	119	117	101	
	9月以上12月未滿	120	120	117	101	
	12月以上	121	121	117	101	
32	3月未滿	121	121	117		
	3月以上6月未滿	122	122	117		
	6月以上9月未滿	123	123	117		
	9月以上12月未滿	124	124	117		
	12月以上	125	125	117		
33	3月未滿	125	125	117		
	3月以上6月未滿	126	126	117		
	6月以上9月未滿	127	127	117		
	9月以上12月未滿	128	128	117		
	12月以上	129	129	117		
34	3月未滿	129	129			
	3月以上6月未滿	130	130			
	6月以上9月未滿	131	131			
	9月以上12月未滿	132	132			
	12月以上	133	133			
35	3月未滿	133	133			
	3月以上6月未滿	134	134			
	6月以上9月未滿	135	135			
	9月以上12月未滿	136	136			
	12月以上	137	137			
36	3月未滿	137	137			
	3月以上6月未滿	138	138			
	6月以上9月未滿	139	139			
	9月以上12月未滿	140	140			
	12月以上	141	141			
37	3月未滿	141	141			
	3月以上6月未滿	142	141			
	6月以上9月未滿	143	141			
	9月以上12月未滿	144	141			
	12月以上	145	141			
	3月未滿	145	141			
	3月以上6月未滿	146	141			

38	6月以上9月未満	147	141		
	9月以上12月未満	148	141		
	12月以上	149	141		
39	3月未満		141		
	3月以上6月未満		141		
	6月以上9月未満		141		
	9月以上12月未満		141		
	12月以上		141		

二 教育系職員本給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	1	1
	12月以上	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	4	1
	12月以上	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	8	1
	12月以上	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	12	4
	12月以上	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	16	8
	12月以上	25	25	17	9
8	3月未満	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	20	12
	12月以上	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	24	16
	12月以上	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	28	20
	12月以上	37	37	29	21
11	3月未満	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25
12	3月未満	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29
13	3月未満	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
14	3月未満	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
	3月未満	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	46	37

15	6月以上9月未滿	55	55	47	37
	9月以上12月未滿	56	56	48	37
	12月以上	57	57	49	37
16	3月未滿	57	57	49	37
	3月以上6月未滿	58	58	50	37
	6月以上9月未滿	59	59	51	37
	9月以上12月未滿	60	60	52	37
17	12月以上	61	61	53	37
	3月未滿	61	61	53	37
	3月以上6月未滿	62	62	54	37
	6月以上9月未滿	63	63	55	37
	9月以上12月未滿	64	64	56	37
18	12月以上	65	65	57	37
	3月未滿	65	65	57	37
	3月以上6月未滿	66	66	58	37
	6月以上9月未滿	67	67	59	37
19	9月以上12月未滿	68	68	60	37
	12月以上	69	69	61	37
	3月未滿	69	69	61	37
	3月以上6月未滿	70	70	62	37
20	6月以上9月未滿	71	71	63	37
	9月以上12月未滿	72	72	64	37
	12月以上	73	73	65	37
	3月未滿	73	73	65	37
21	3月以上6月未滿	74	74	66	37
	6月以上9月未滿	75	75	67	37
	9月以上12月未滿	76	76	68	37
	12月以上	77	77	69	37
22	3月未滿	77	77	69	
	3月以上6月未滿	78	78	70	
	6月以上9月未滿	79	79	71	
	9月以上12月未滿	80	80	72	
23	12月以上	81	81	73	
	3月未滿	81	81	73	
	3月以上6月未滿	82	82	74	
	6月以上9月未滿	83	83	75	
24	9月以上12月未滿	84	84	76	
	12月以上	85	85	77	
	3月未滿	85	85	77	
	3月以上6月未滿	86	86	77	
25	6月以上9月未滿	87	87	77	
	9月以上12月未滿	88	88	77	
	12月以上	89	89	77	
	3月未滿	89	89	77	
26	3月以上6月未滿	90	90	77	
	6月以上9月未滿	91	91	77	
	9月以上12月未滿	92	92	77	
	12月以上	93	93	77	
27	3月未滿	93	93	77	
	3月以上6月未滿	94	94	77	
	6月以上9月未滿	95	95	77	
	9月以上12月未滿	96	96	77	
28	12月以上	97	97	77	
	3月未滿	97	97	77	
	3月以上6月未滿	98	98	77	
	6月以上9月未滿	99	99	77	
29	9月以上12月未滿	100	100	77	
	12月以上	101	101	77	
	3月未滿	101	101	77	
	3月以上6月未滿	102	102	77	
30	6月以上9月未滿	103	103	77	
	9月以上12月未滿	104	104	77	
	12月以上	105	105	77	
	3月未滿	105	105	77	
31	3月以上6月未滿	106	106	77	
	6月以上9月未滿	107	107	77	
	9月以上12月未滿	108	108	77	
	12月以上	109	109	77	
32	3月未滿	109	109		
	3月以上6月未滿	110	110		
	6月以上9月未滿	111	111		
	9月以上12月未滿	112	112		
33	12月以上	113	113		
	3月未滿	113	113		
	3月以上6月未滿	114	114		
	6月以上9月未滿	115	115		
34	9月以上12月未滿	116	116		
	12月以上	117	117		
	3月未滿	117	117		
	3月以上6月未滿	118	118		
35	6月以上9月未滿	119	119		
	9月以上12月未滿	120	120		
	12月以上	121	121		
	3月未滿	121	121		
36	3月以上6月未滿	122	122		
	6月以上9月未滿	123	123		
	9月以上12月未滿	124	124		
	12月以上	124	124		

	12月以上	125	125		
33	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	126	126		
	6月以上9月未満	127	127		
	9月以上12月未満	128	128		
	12月以上	129	129		
34	3月未満	129	129		
	3月以上6月未満	130	130		
	6月以上9月未満	131	131		
	9月以上12月未満	132	132		
	12月以上	133	133		
35	3月未満	133	133		
	3月以上6月未満	134	134		
	6月以上9月未満	135	135		
	9月以上12月未満	136	136		
	12月以上	137	137		
36	3月未満	137	137		
	3月以上6月未満	138	137		
	6月以上9月未満	139	137		
	9月以上12月未満	140	137		
	12月以上	141	137		
37	3月未満	141	137		
	3月以上6月未満	142	137		
	6月以上9月未満	143	137		
	9月以上12月未満	144	137		
	12月以上	145	137		
38	3月未満	145	137		
	3月以上6月未満	146	137		
	6月以上9月未満	147	137		
	9月以上12月未満	148	137		
	12月以上	149	137		
39	3月未満	149			
	3月以上6月未満	150			
	6月以上9月未満	151			
	9月以上12月未満	152			
	12月以上	153			
40	3月未満	153			
	3月以上6月未満	153			
	6月以上9月未満	153			
	9月以上12月未満	153			
	12月以上	153			

ホ 教育系職員本給表（三）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間					
1	3月未満				1	1
	3月以上6月未満				1	1
	6月以上9月未満				1	1
	9月以上12月未満				1	1
	12月以上				1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1	1
	12月以上	5	5	1	1	1
3	3月未満	5	5	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1	1
	12月以上	9	9	5	1	1
4	3月未満	9	9	5	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1	1
	12月以上	13	13	9	1	1
5	3月未満	13	13	9	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	1	1
	6月以上9月未満	15	15	11	1	1
	9月以上12月未満	16	16	12	1	1
	12月以上	17	17	13	1	1
6	3月未満	17	17	13	1	1
	3月以上6月未満	18	18	14	2	2
	6月以上9月未満	19	19	15	3	3
	9月以上12月未満	20	20	16	4	4
	12月以上	21	21	17	5	5
7	3月未満	21	21	17	5	5
	3月以上6月未満	22	22	18	6	6
	6月以上9月未満	23	23	19	7	7
	9月以上12月未満	24	24	20	8	8
	12月以上	25	25	21	9	9
8	3月未満	25	25	21	9	9
	3月以上6月未満	26	26	22	10	10
	6月以上9月未満	27	27	23	11	11
	9月以上12月未満	28	28	24	12	12

	12月以上	29	29	25	13
9	3月未滿	29	29	25	13
	3月以上6月未滿	30	30	26	14
	6月以上9月未滿	31	31	27	15
	9月以上12月未滿	32	32	28	16
	12月以上	33	33	29	17
10	3月未滿	33	33	29	17
	3月以上6月未滿	34	34	30	18
	6月以上9月未滿	35	35	31	19
	9月以上12月未滿	36	36	32	20
	12月以上	37	37	33	21
11	3月未滿	37	37	33	21
	3月以上6月未滿	38	38	34	22
	6月以上9月未滿	39	39	35	23
	9月以上12月未滿	40	40	36	24
	12月以上	41	41	37	25
12	3月未滿	41	41	37	25
	3月以上6月未滿	42	42	38	26
	6月以上9月未滿	43	43	39	27
	9月以上12月未滿	44	44	40	28
	12月以上	45	45	41	29
13	3月未滿	45	45	41	29
	3月以上6月未滿	46	46	42	30
	6月以上9月未滿	47	47	43	31
	9月以上12月未滿	48	48	44	32
	12月以上	49	49	45	33
14	3月未滿	49	49	45	33
	3月以上6月未滿	50	50	46	34
	6月以上9月未滿	51	51	47	35
	9月以上12月未滿	52	52	48	36
	12月以上	53	53	49	37
15	3月未滿	53	53	49	37
	3月以上6月未滿	54	54	50	37
	6月以上9月未滿	55	55	51	37
	9月以上12月未滿	56	56	52	37
	12月以上	57	57	53	37
16	3月未滿	57	57	53	37
	3月以上6月未滿	58	58	54	37
	6月以上9月未滿	59	59	55	37
	9月以上12月未滿	60	60	56	37
	12月以上	61	61	57	37
17	3月未滿	61	61	57	37
	3月以上6月未滿	62	62	58	37
	6月以上9月未滿	63	63	59	37
	9月以上12月未滿	64	64	60	37
	12月以上	65	65	61	37
18	3月未滿	65	65	61	37
	3月以上6月未滿	66	66	62	37
	6月以上9月未滿	67	67	63	37
	9月以上12月未滿	68	68	64	37
	12月以上	69	69	65	37
19	3月未滿	69	69	65	37
	3月以上6月未滿	70	70	66	37
	6月以上9月未滿	71	71	67	37
	9月以上12月未滿	72	72	68	37
	12月以上	73	73	69	37
20	3月未滿	73	73	69	37
	3月以上6月未滿	74	74	70	37
	6月以上9月未滿	75	75	71	37
	9月以上12月未滿	76	76	72	37
	12月以上	77	77	73	37
21	3月未滿	77	77	73	
	3月以上6月未滿	78	78	74	
	6月以上9月未滿	79	79	75	
	9月以上12月未滿	80	80	76	
	12月以上	81	81	77	
22	3月未滿	81	81	77	
	3月以上6月未滿	82	82	78	
	6月以上9月未滿	83	83	79	
	9月以上12月未滿	84	84	80	
	12月以上	85	85	81	
23	3月未滿	85	85	81	
	3月以上6月未滿	86	86	82	
	6月以上9月未滿	87	87	83	
	9月以上12月未滿	88	88	84	
	12月以上	89	89	85	
24	3月未滿	89	89	85	
	3月以上6月未滿	90	90	86	
	6月以上9月未滿	91	91	87	
	9月以上12月未滿	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
25	3月未滿	93	93	89	
	3月以上6月未滿	94	94	90	
	6月以上9月未滿	95	95	91	
	9月以上12月未滿	96	96	92	
	12月以上	97	97	93	
	3月未滿	97	97	93	

26	3月以上6月未満	98	98	93
	6月以上9月未満	99	99	93
	9月以上12月未満	100	100	93
	12月以上	101	101	93
27	3月未満	101	101	93
	3月以上6月未満	102	102	93
	6月以上9月未満	103	103	93
	9月以上12月未満	104	104	93
28	12月以上	105	105	93
	3月未満	105	105	93
	3月以上6月未満	106	106	93
	6月以上9月未満	107	107	93
29	9月以上12月未満	108	108	93
	12月以上	109	109	93
	3月未満	109	109	93
	3月以上6月未満	110	110	93
30	6月以上9月未満	111	111	93
	9月以上12月未満	112	112	93
	12月以上	113	113	93
	3月未満	113	113	93
31	3月以上6月未満	114	114	93
	6月以上9月未満	115	115	93
	9月以上12月未満	116	116	93
	12月以上	117	117	93
32	3月未満	117	117	93
	3月以上6月未満	118	118	93
	6月以上9月未満	119	119	93
	9月以上12月未満	120	120	93
33	12月以上	121	121	93
	3月未満	121	121	
	3月以上6月未満	122	122	
	6月以上9月未満	123	123	
34	9月以上12月未満	124	124	
	12月以上	125	125	
	3月未満	125	125	
	3月以上6月未満	125	126	
35	6月以上9月未満	125	127	
	9月以上12月未満	125	128	
	12月以上	125	129	
	3月未満		129	
36	3月以上6月未満		130	
	6月以上9月未満		131	
	9月以上12月未満		132	
	12月以上		133	
37	3月未満		133	
	3月以上6月未満		134	
	6月以上9月未満		135	
	9月以上12月未満		136	
38	12月以上		137	
	3月未満		137	
	3月以上6月未満		138	
	6月以上9月未満		139	
39	9月以上12月未満		140	
	12月以上		141	
	3月未満		141	
	3月以上6月未満		142	
40	6月以上9月未満		143	
	9月以上12月未満		144	
	12月以上		145	
	3月未満		145	
41	3月以上6月未満		146	
	6月以上9月未満		147	
	9月以上12月未満		148	
	12月以上		149	
42	3月未満		149	
	3月以上6月未満		149	
	6月以上9月未満		149	
	9月以上12月未満		149	
43	12月以上		149	
	3月未満		149	
	3月以上6月未満		149	
	6月以上9月未満		149	
44	9月以上12月未満		149	
	12月以上		149	
	3月未満		149	
	3月以上6月未満		149	
45	6月以上9月未満		149	
	9月以上12月未満		149	
	12月以上		149	
	3月未満		149	

医療系職員本給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
経過期間						

1	3月未滿			1	1	1	1
	3月以上6月未滿			1	1	1	1
	6月以上9月未滿			1	1	1	1
	9月以上12月未滿			1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1
2	3月未滿	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	2	2	2	1	1	1
	6月以上9月未滿	3	3	3	1	1	1
	9月以上12月未滿	4	4	4	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1
3	3月未滿	5	5	5	1	1	1
	3月以上6月未滿	6	6	6	2	1	1
	6月以上9月未滿	7	7	7	3	1	1
	9月以上12月未滿	8	8	8	4	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1
4	3月未滿	9	9	9	5	1	1
	3月以上6月未滿	10	10	10	6	2	1
	6月以上9月未滿	11	11	11	7	3	1
	9月以上12月未滿	12	12	12	8	4	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1
5	3月未滿	13	13	13	9	5	1
	3月以上6月未滿	14	14	14	10	6	2
	6月以上9月未滿	15	15	15	11	7	3
	9月以上12月未滿	16	16	16	12	8	4
	12月以上	17	17	17	13	9	5
6	3月未滿	17	17	17	13	9	5
	3月以上6月未滿	18	18	18	14	10	6
	6月以上9月未滿	19	19	19	15	11	7
	9月以上12月未滿	20	20	20	16	12	8
	12月以上	21	21	21	17	13	9
7	3月未滿	21	21	21	17	13	9
	3月以上6月未滿	22	22	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	23	23	23	19	15	11
	9月以上12月未滿	24	24	24	20	16	12
	12月以上	25	25	25	21	17	13
8	3月未滿	25	25	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	26	26	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	27	27	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	28	28	28	24	20	16
	12月以上	29	29	29	25	21	17
9	3月未滿	29	29	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	30	30	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	31	31	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	32	32	32	28	24	20
	12月以上	33	33	33	29	25	21
10	3月未滿	33	33	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	34	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	35	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	36	36	36	32	28	24
	12月以上	37	37	37	33	29	25
11	3月未滿	37	37	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	38	38	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	39	39	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	40	40	40	36	32	28
	12月以上	41	41	41	37	33	29
12	3月未滿	41	41	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	42	42	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	36	32
	12月以上	45	45	45	41	37	33
13	3月未滿	45	45	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	40	36
	12月以上	49	49	49	45	41	37
14	3月未滿	49	49	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	42	38
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	43	39
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	44	40
	12月以上	53	53	53	49	45	41
15	3月未滿	53	53	53	49	45	41
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	46	42
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	47	43
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	48	44
	12月以上	57	57	57	53	49	45
16	3月未滿	57	57	57	53	49	45
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	50	46
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	51	47
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	52	48
	12月以上	61	61	61	57	53	49
17	3月未滿	61	61	61	57	53	49
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	54	50
	6月以上9月未滿	63	63	63	59	55	51
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	56	52
	12月以上	65	65	65	61	57	53
	3月未滿	65	65	65	61	57	53
	3月以上6月未滿	66	66	66	62	58	54

18	6月以上9月未滿	67	67	67	63	59	55
	9月以上12月未滿	68	68	68	64	60	56
	12月以上	69	69	69	65	61	57
19	3月未滿	69	69	69	65	61	57
	3月以上6月未滿	70	70	70	66	62	58
	6月以上9月未滿	71	71	71	67	63	59
	9月以上12月未滿	72	72	72	68	64	60
20	12月以上	73	73	73	69	65	61
	3月未滿	73	73	73	69	65	61
	3月以上6月未滿	74	74	74	70	66	62
	6月以上9月未滿	75	75	75	71	67	63
	9月以上12月未滿	76	76	76	72	68	64
21	12月以上	77	77	77	73	69	65
	3月未滿	77	77	77	73	69	65
	3月以上6月未滿	78	78	78	74	70	65
	6月以上9月未滿	79	79	79	75	71	65
	9月以上12月未滿	80	80	80	76	72	65
22	12月以上	81	81	81	77	73	65
	3月未滿	81	81	81	77	73	65
	3月以上6月未滿	82	82	82	78	74	65
	6月以上9月未滿	83	83	83	79	75	65
	9月以上12月未滿	84	84	84	80	76	65
23	12月以上	85	85	85	81	77	65
	3月未滿	85	85	85	81	77	65
	3月以上6月未滿	85	86	86	82	78	65
	6月以上9月未滿	85	87	87	83	79	65
	9月以上12月未滿	85	88	88	84	80	65
24	12月以上	85	89	89	85	81	65
	3月未滿		89	89	85	81	65
	3月以上6月未滿		90	90	86	82	65
	6月以上9月未滿		91	91	87	83	65
	9月以上12月未滿		92	92	88	84	65
25	12月以上		93	93	89	85	65
	3月未滿		93	93	89	85	65
	3月以上6月未滿		94	94	90	85	65
	6月以上9月未滿		95	95	91	85	65
	9月以上12月未滿		96	96	92	85	65
26	12月以上		97	97	93	85	
	3月未滿		97	97	93	85	
	3月以上6月未滿		98	98	94	85	
	6月以上9月未滿		99	99	95	85	
	9月以上12月未滿		100	100	96	85	
27	12月以上		101	101	97	85	
	3月未滿		101	101	97	85	
	3月以上6月未滿		102	102	98	85	
	6月以上9月未滿		103	103	99	85	
	9月以上12月未滿		104	104	100	85	
28	12月以上		105	105	101	85	
	3月未滿		105	105	101	85	
	3月以上6月未滿		105	106	102	85	
	6月以上9月未滿		105	107	103	85	
	9月以上12月未滿		105	108	104	85	
29	12月以上		105	109	105	85	
	3月未滿			109	105		
	3月以上6月未滿			110	105		
	6月以上9月未滿			111	105		
	9月以上12月未滿			112	105		
30	12月以上			113	105		
	3月未滿			113	105		
	3月以上6月未滿			113	105		
	6月以上9月未滿			113	105		
	9月以上12月未滿			113	105		
31	12月以上			113	105		
	3月未滿			113	105		
	3月以上6月未滿			113	105		
	6月以上9月未滿			113	105		
	9月以上12月未滿			113	105		
32	12月以上			113	105		
	3月未滿			113	105		
	3月以上6月未滿			113	105		
	6月以上9月未滿			113	105		
	9月以上12月未滿			113	105		
33	12月以上			113	105		
	3月未滿			113	105		
	3月以上6月未滿			113	105		
	6月以上9月未滿			113	105		
	9月以上12月未滿			113	105		
34	12月以上			113	105		
	3月未滿			113	105		
	3月以上6月未滿			113	105		
	6月以上9月未滿			113	105		
	9月以上12月未滿			113	105		
35	12月以上			113	105		
	3月未滿			113	105		
	3月以上6月未滿			113	105		
	6月以上9月未滿			113	105		

ト 医療系職員本給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	3月未満			1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4
	12月以上	17	17	17	13	9	5
6	3月未満	17	17	17	13	9	5
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8
	12月以上	21	21	21	17	13	9
7	3月未満	21	21	21	17	13	9
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12
	12月以上	25	25	25	21	17	13
8	3月未満	25	25	25	21	17	13
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16
	12月以上	29	29	29	25	21	17
9	3月未満	29	29	29	25	21	17
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20
	12月以上	33	33	33	29	25	21
10	3月未満	33	33	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24
	12月以上	37	37	37	33	29	25
11	3月未満	37	37	37	33	29	25
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28
	12月以上	41	41	41	37	33	29
12	3月未満	41	41	41	37	33	29
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32
	12月以上	45	45	45	41	37	33
13	3月未満	45	45	45	41	37	33
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36
	12月以上	49	49	49	45	41	37
14	3月未満	49	49	49	45	41	37
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40
	12月以上	53	53	53	49	45	41
15	3月未満	53	53	53	49	45	41
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44
	12月以上	57	57	57	53	49	45
16	3月未満	57	57	57	53	49	45
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48

	12月以上	61	61	61	57	53	49
17	3月未滿	61	61	61	57	53	49
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	54	50
	6月以上9月未滿	63	63	63	59	55	51
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	56	52
	12月以上	65	65	65	61	57	53
18	3月未滿	65	65	65	61	57	53
	3月以上6月未滿	66	66	66	62	58	54
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	59	55
	9月以上12月未滿	68	68	68	64	60	56
	12月以上	69	69	69	65	61	57
19	3月未滿	69	69	69	65	61	57
	3月以上6月未滿	70	70	70	66	62	58
	6月以上9月未滿	71	71	71	67	63	59
	9月以上12月未滿	72	72	72	68	64	60
	12月以上	73	73	73	69	65	61
20	3月未滿	73	73	73	69	65	61
	3月以上6月未滿	74	74	74	70	66	62
	6月以上9月未滿	75	75	75	71	67	63
	9月以上12月未滿	76	76	76	72	68	64
	12月以上	77	77	77	73	69	65
21	3月未滿	77	77	77	73	69	65
	3月以上6月未滿	78	78	78	74	70	66
	6月以上9月未滿	79	79	79	75	71	67
	9月以上12月未滿	80	80	80	76	72	68
	12月以上	81	81	81	77	73	69
22	3月未滿	81	81	81	77	73	69
	3月以上6月未滿	82	82	82	78	74	69
	6月以上9月未滿	83	83	83	79	75	69
	9月以上12月未滿	84	84	84	80	76	69
	12月以上	85	85	85	81	77	69
23	3月未滿	85	85	85	81	77	69
	3月以上6月未滿	86	86	86	82	78	69
	6月以上9月未滿	87	87	87	83	79	69
	9月以上12月未滿	88	88	88	84	80	69
	12月以上	89	89	89	85	81	69
24	3月未滿	89	89	89	85	81	69
	3月以上6月未滿	90	90	90	86	82	69
	6月以上9月未滿	91	91	91	87	83	69
	9月以上12月未滿	92	92	92	88	84	69
	12月以上	93	93	93	89	85	69
25	3月未滿	93	93	93	89	85	69
	3月以上6月未滿	94	94	94	90	86	69
	6月以上9月未滿	95	95	95	91	87	69
	9月以上12月未滿	96	96	96	92	88	69
	12月以上	97	97	97	93	89	69
26	3月未滿	97	97	97	93	89	69
	3月以上6月未滿	98	98	98	94	90	69
	6月以上9月未滿	99	99	99	95	91	69
	9月以上12月未滿	100	100	100	96	92	69
	12月以上	101	101	101	97	93	69
27	3月未滿	101	101	101	97	93	69
	3月以上6月未滿	102	102	102	98	93	69
	6月以上9月未滿	103	103	103	99	93	69
	9月以上12月未滿	104	104	104	100	93	69
	12月以上	105	105	105	101	93	69
28	3月未滿	105	105	105	101	93	
	3月以上6月未滿	106	106	106	102	93	
	6月以上9月未滿	107	107	107	103	93	
	9月以上12月未滿	108	108	108	104	93	
	12月以上	109	109	109	105	93	
29	3月未滿	109	109	109	105	93	
	3月以上6月未滿	110	110	110	106	93	
	6月以上9月未滿	111	111	111	107	93	
	9月以上12月未滿	112	112	112	108	93	
	12月以上	113	113	113	109	93	
30	3月未滿	113	113	113	109		
	3月以上6月未滿	114	114	114	110		
	6月以上9月未滿	115	115	115	111		
	9月以上12月未滿	116	116	116	112		
	12月以上	117	117	117	113		
31	3月未滿	117	117	117	113		
	3月以上6月未滿	118	118	118	113		
	6月以上9月未滿	119	119	119	113		
	9月以上12月未滿	120	120	120	113		
	12月以上	121	121	121	113		
32	3月未滿	121	121	121	113		
	3月以上6月未滿	122	122	122	113		
	6月以上9月未滿	123	123	123	113		
	9月以上12月未滿	124	124	124	113		
	12月以上	125	125	125	113		
33	3月未滿	125	125	125	113		
	3月以上6月未滿	126	126	125	113		
	6月以上9月未滿	127	127	125	113		
	9月以上12月未滿	128	128	125	113		
	12月以上	129	129	125	113		
	3月未滿	129	129	125			

34	3月以上6月未満	130	130	125		
	6月以上9月未満	131	131	125		
	9月以上12月未満	132	132	125		
	12月以上	133	133	125		
35	3月未満	133	133	125		
	3月以上6月未満	134	134	125		
	6月以上9月未満	135	135	125		
	9月以上12月未満	136	136	125		
36	12月以上	137	137	125		
	3月未満	137	137	125		
	3月以上6月未満	138	138	125		
	6月以上9月未満	139	139	125		
37	9月以上12月未満	140	140	125		
	12月以上	141	141	125		
	3月未満	141	141			
	3月以上6月未満	142	142			
38	6月以上9月未満	143	143			
	9月以上12月未満	144	144			
	12月以上	145	145			
	3月未満	145	145			
39	3月以上6月未満	146	146			
	6月以上9月未満	147	147			
	9月以上12月未満	148	148			
	12月以上	149	149			
40	3月未満	149	149			
	3月以上6月未満	150	150			
	6月以上9月未満	151	151			
	9月以上12月未満	152	152			
41	12月以上	153	153			
	3月未満	153	153			
	3月以上6月未満	154	153			
	6月以上9月未満	155	153			
42	9月以上12月未満	156	153			
	12月以上	157	153			
	3月未満	157	153			
	3月以上6月未満	158	153			
43	6月以上9月未満	159	153			
	9月以上12月未満	160	153			
	12月以上	161	153			
	3月未満		153			
	3月以上6月未満		153			
	6月以上9月未満		153			
	9月以上12月未満		153			
	12月以上		153			

(旧号俸等を受けていた期間の特例)

- 2 前項の「次項に定める職員」は、次の各号に定める職員とし、当該職員に係る「次項に定める期間」は、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。
- (1) 切替日前において特別昇給以外の事由によりこの規程の改正がないものとした場合において旧号俸からの昇給に係る昇給期間を短縮されていた職員（第4号及び第5号に掲げる職員を除く。）旧号俸を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間
 - (2) 切替日前において特別昇給をした職員のうち、この規程の改正がないものとした場合における特別昇給後の最初の昇給の予定の時期が切替日以後となる職員（第4号及び第5号に掲げる職員を除く。）旧号俸を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間（旧号俸を受けたとみなす日が切替日以後となる職員にあっては、0）
 - (3) この規程の改正がないものとした場合における切替日以後の最初の昇給について、切替日前に昇給延伸の事由に該当した職員（次号及び第5号に掲げる職員を除く。）切替日以後良好な成績で勤務したものとした場合の旧号俸を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間
 - (4) 切替日の前日において次に掲げる職員であった者 0
 - イ 職員就業規則第13条の規定による休職にされていた職員
 - ロ 職員就業規則第40条の規定による育児休業又は同規則第41条の規定による介護休業をしていた職員
 - ハ 教育系職員就業規程第13条の規定による大学院修学休業をしていた職員
 - (5) 前号イからハに掲げる職員又は勤務時間規程第27条に規定する病気休暇のため引き続き勤務しない職員となった後、切替日前に復職、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った者で、切替日の前日においてこの規程の改正がないものとした場合における復職時等における本給月額調整の調整の時期に達していなかったもの 特定起算日（この規程の改正がないものとした場合におけるその者の当該調整の時期から旧号俸からの昇給に係る昇給期間に相当する期間をさかのぼった日をいう。）から切替日の前日までの期間に相当する期間
 - (6) この規程の改正がないものとした場合において改正前の第18条第2項の規定により切替日以後の昇給がないこととなる職員（この規程の改正がないものとした場合において切替

日以後に別に定める昇給があることとなる職員及び前2号に掲げる職員を除く。) 0

- 3 切替日の前日において特別職職員本給表の適用を受けていた職員の新号俸は、旧号俸に対応する附則別表第3の新号俸欄に定める号俸とする。

附則別表第3

旧号俸	新号俸
1から3まで	1
4	2
5	3
6	4
7	5

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第4条 切替日前(平成8年4月1日から切替日の前日までの間に限る。以下この条において同じ。)において昇格又は本給表の適用を異にする異動をした職員及び次項に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、次の各号に定めるところにより必要な調整を行う。

- (1) 切替日前において昇格(本給表の適用を異にする異動をした職員及び次項に定める職員にあっては、当該異動又は適用の日の号俸を決定する際の計算の過程における昇格をいう。以下この項において同じ。)をした職員のうち、その者の切替日前に行われた昇格がなく、かつ、切替日に昇格したものととして改正後の職員給与規程及び改正後の初任給等基準細則(平成18年4月1日施行の国立大学法人秋田大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準細則(平成16年規則第72号。以下「初任給等基準細則」という。))をいう。以下この号において同じ。)の規定を適用した場合に得られる号俸がその者の新号俸より有利な職員については、当該改正後の職員給与規程及び改正後の初任給等基準細則の規定を適用した場合に得られる号俸をもって、その者の新号俸とする。この場合において、調整の際の改正後の初任給等基準細則第22条の規定の適用については、その者の切替日前に行われた昇格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を切替日の前日に受けていたものとみなす。
- (2) 前号の規定に該当する職員のうち、切替日前の昇格に係る号俸について個別に決定された職員にあっては、同号の規定にかかわらず、別に定めるところによりその者の新号俸を決定することができる。

- 2 前項の「これに準ずる職員」は、切替日前において改正前の初任給等基準細則(平成18年4月1日施行前の初任給等基準細則をいう。次条第2項において同じ。)第16条、第17条、第18条又は第25条の規定に基づき号俸を決定された職員のうち、当該号俸を決定する際の計算の過程において昇格をしたこととなる職員とする。

(本給の切替えに伴う経過措置)

第5条 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給表の職務の級及び号俸に対応する附則別表第4に定める本給月額(以下「切替前本給月額」という。)に100分の99.1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(次の各号に掲げる職員を除く。)には、本給月額のほか、その差額に相当する額(平成22年給与規程附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。

- (1) 切替日以降に初任給基準異動(本給表の適用を異にしない初任給等基準細則別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次項において同じ。)をした職員
- (2) 切替日以降に基準級(切替日の前日においてその者が属していた職務の級(第2条の規定により切替日における職務の級を定められた職員にあっては、切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する附則別表第1の新級欄に掲げる職務の級(同欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち下位の職務の級))をいう。以下次項第2号において同じ。)より下位の職務の級に降格をした職員
- (3) 切替日前に休職等期間(初任給等基準細則第38条第1項に規定する休職等の期間及び同細則第39条に規定する派遣の期間をいう。以下この号及び次項第3号において同じ。)がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- (4) 切替日以降に育児休業規程第19条第1項に規定する育児短時間勤務(次項第4号において「育児短時間勤務」という。)を始めた職員
- (5) 切替日以降にこの条の第1項の規定による本給を支給される職員でなくなった職員

附則別表第4

イ 一般職員本給表(一)の適用を受ける職員の切替前本給月額

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1			183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800	329,200	366,700	414,600

2	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800	341,200	378,700	428,700
3	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800	353,000	390,900	443,000
4	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	364,800	403,000	457,200
5	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	376,300	415,300	471,100
6	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800	387,700	427,200	485,000
7	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600	399,100	439,000	498,800
8	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	410,700	450,200	512,600
9	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	422,100	461,200	526,400
10	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700	432,800	471,800	540,200
11	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000	442,500	481,300	551,300
12	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	451,900	490,000	558,300
13	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	459,600	497,400	565,200
14	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	466,000	504,200	571,100
15	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	472,400	508,600	575,700
16	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100	476,900	513,000	580,300
17		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900	481,200	517,400	584,900
18		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	485,300	521,800	589,500
19		244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400	489,400	526,200	594,100
20			293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000	493,500	530,600	598,700
21			295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600	497,600		
22			297,200	349,700	370,200	408,500	425,700	453,200	501,700		
23			299,100	351,900	372,700	411,900	429,200	456,800	505,800		
24			301,100	354,100	375,300	415,300	432,700	460,400			
25			303,000	356,500	377,800	418,700	436,200	464,000			
26			304,800	358,700	380,400	422,100	439,700	467,600			
27			306,700	361,000	383,000	425,500	443,200				
28			308,700	363,200	385,600	428,900					
29			310,600	365,400	388,200	432,300					
30			312,500	367,600	390,800						
31			314,400	369,800	393,400						
32			316,200	372,000							
33			318,000	374,200							
34			319,800								
35			321,600								
36			323,400								
37			325,200								

ロ 一般職員本給表（二）の適用を受ける職員の切替前本給月額

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俵	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1		164,500	183,100	200,600	225,600	253,800
2	120,200	171,200	189,000	206,600	232,500	261,000
3	123,900	177,100	194,800	212,800	239,400	268,300
4	127,700	183,100	200,500	219,300	246,500	276,300
5	131,500	188,400	206,500	225,500	253,100	284,300
6	135,600	193,300	212,700	232,200	259,900	292,500
7	140,300	198,300	219,200	238,400	266,500	300,900
8	145,100	203,600	225,000	244,200	272,700	309,000
9	151,000	208,800	231,100	249,800	278,400	316,900
10	157,000	213,800	236,900	255,600	283,800	324,400
11	164,200	219,200	242,400	260,900	289,200	331,900
12	170,900	224,200	248,000	266,000	294,500	338,900
13	176,600	229,000	253,000	271,000	299,800	345,900
14	182,100	233,800	258,100	275,900	304,700	351,900
15	186,800	238,600	262,900	280,600	309,300	358,000
16	191,200	242,700	267,400	285,300	313,800	363,900
17	195,600	246,700	272,100	289,200	318,000	369,500
18	199,400	250,400	276,700	292,700	322,300	374,800
19	203,000	253,600	281,000	295,900	326,300	379,700
20	205,900	255,900	284,600	298,800	329,900	384,200
21	208,900	258,000	287,200	301,600	333,300	388,600
22	211,700	259,900	289,400	304,200	336,400	392,700
23	214,500	261,200	291,700	306,900	338,800	395,900
24	217,200	262,600	293,700	309,300	341,300	
25	219,500	264,200	295,700	311,700	343,500	
26	221,600	265,900	297,600	313,700	345,900	
27	223,700	267,500	299,400	315,800	348,100	
28	225,900	269,200	301,300	317,700	350,300	
29	227,800	270,700	303,100	319,900	352,500	
30	229,800	272,300	305,000	322,100	354,700	
31	231,700	273,900	306,800	324,100	356,900	
32	233,300	275,600	308,600	326,100	359,100	
33		277,100	310,400	328,100		
34			312,200	330,100		
35			314,000	332,100		
36			315,800	334,100		

ハ 教育系職員本給表（一）の適用を受ける職員の切替前本給月額

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俵	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1			251,900	284,800	364,700
2	160,300	202,200	264,800	299,600	379,700
3	168,200	210,900	277,500	314,700	392,100
4	178,200	219,800	291,100	329,500	404,200

5	189,000	229,300	304,900	344,700	416,200
6	196,700	238,700	318,600	359,500	427,900
7	203,900	251,100	331,700	374,400	439,300
8	211,600	263,400	345,100	385,300	450,800
9	219,900	275,800	357,900	395,700	461,900
10	229,200	287,100	367,700	405,200	473,100
11	236,800	299,100	377,700	414,200	484,500
12	245,300	310,900	387,200	422,800	495,600
13	253,200	318,700	395,800	431,100	506,800
14	261,100	325,600	404,100	438,700	517,900
15	268,500	332,200	411,700	446,100	528,200
16	275,700	338,700	419,100	453,200	537,400
17	282,400	345,100	426,200	459,300	546,400
18	288,700	350,900	433,200	464,900	555,300
19	295,000	356,600	439,000	470,400	564,200
20	301,000	362,200	443,900	475,800	572,400
21	306,700	367,600	448,300	481,100	578,700
22	311,600	373,100	451,400	486,300	583,600
23	316,000	377,700	454,500	491,400	588,200
24	320,400	381,600	457,300	495,400	592,800
25	323,900	384,500	460,400	498,700	597,400
26	327,000	387,200	463,400	502,000	602,000
27	330,000	390,100	466,500	505,300	606,600
28	332,700	392,800	469,500	508,600	611,200
29	334,900	395,600	472,500	511,900	
30	336,900	398,200	475,500	515,200	
31	339,000	401,000	478,500	518,500	
32	341,000	403,700	481,500		
33	343,000	406,600	484,500		
34	344,900	409,400			
35	346,900	412,200			
36	349,000	415,000			
37	351,100	417,800			
38	353,300	420,600			
39		423,400			

二 教育系職員本給表（二）の適用を受ける職員の切替前本給月額

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1			310,100	403,500
2	147,000	190,500	323,500	413,500
3	153,100	197,400	336,700	422,900
4	160,300	204,300	346,700	432,200
5	168,200	211,700	356,800	441,600
6	177,100	219,600	367,100	450,500
7	187,100	230,500	376,900	459,200
8	193,700	242,000	386,400	467,600
9	200,300	253,600	395,900	476,600
10	207,000	265,900	404,700	485,500
11	214,100	278,500	413,500	495,400
12	221,400	291,500	422,100	504,400
13	229,600	305,100	430,200	512,800
14	237,300	318,400	437,900	520,100
15	245,200	331,000	445,300	524,500
16	253,100	340,900	452,700	528,900
17	260,800	350,700	460,600	533,300
18	268,500	360,700	468,600	537,700
19	276,100	370,100	476,500	542,100
20	282,900	379,400	484,300	546,500
21	289,500	388,200	492,100	
22	295,500	396,100	498,900	
23	301,500	403,100	502,900	
24	307,400	410,300	506,900	
25	313,100	417,000	510,900	
26	318,900	423,300	514,900	
27	324,300	428,700	518,900	
28	329,700	433,900	522,900	
29	334,700	438,700		
30	338,400	442,900		
31	341,300	447,200		
32	344,100	451,400		
33	346,900	454,200		
34	348,900	457,000		
35	350,900	459,800		
36	352,700	462,600		
37	354,400	465,400		
38	356,100	468,200		
39	358,300			
40	360,300			

ホ 教育系職員本給表（三）の適用を受ける職員の切替前本給月額

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1			269,200	398,800

2	147,000	162,400	282,700	407,400
3	153,100	170,700	296,400	415,800
4	160,300	179,600	310,100	424,200
5	168,200	190,500	323,500	432,400
6	177,100	197,400	336,700	440,100
7	187,100	204,300	346,700	447,700
8	193,700	211,700	356,800	454,900
9	200,200	219,600	367,100	461,700
10	206,800	230,500	375,700	468,400
11	213,500	242,000	384,100	475,300
12	220,400	253,600	392,100	482,400
13	227,700	265,900	399,800	488,800
14	234,900	278,500	407,300	494,000
15	241,900	291,500	414,700	497,900
16	249,000	305,100	421,900	501,800
17	255,500	318,400	428,600	505,700
18	261,800	331,000	435,200	509,600
19	268,300	340,900	441,700	513,500
20	274,100	350,700	447,400	517,400
21	279,400	360,500	452,800	
22	284,300	368,800	457,300	
23	289,000	376,900	461,500	
24	293,100	384,500	465,200	
25	296,500	391,300	468,300	
26	299,800	397,600	471,100	
27	303,100	403,300	473,900	
28	305,500	408,500	476,700	
29	307,200	413,300	479,500	
30	309,000	418,100	482,300	
31	310,700	422,700	485,100	
32	312,400	426,700		
33	314,100	430,900		
34		434,800		
35		438,400		
36		440,800		
37		443,200		
38		445,600		
39		448,000		
40		450,400		
41		452,800		

へ 医療系職員本給表（一）の適用を受ける職員の切替前本給月額

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1			204,700	227,900	264,300	305,800
2	138,600	176,100	211,800	236,100	273,700	315,800
3	144,000	182,400	219,000	244,500	283,100	325,800
4	150,800	188,800	226,700	252,900	292,500	335,800
5	157,400	195,500	234,800	261,400	302,200	345,700
6	165,000	201,900	243,000	269,800	311,800	355,300
7	172,600	208,500	251,300	278,400	321,500	364,800
8	178,700	214,900	259,600	287,000	331,000	374,200
9	184,800	221,700	267,900	295,700	340,400	383,700
10	190,100	229,000	276,200	304,400	349,500	393,200
11	195,500	235,900	284,400	312,900	358,600	402,600
12	200,600	242,600	292,300	321,100	367,000	411,200
13	205,500	249,000	300,200	328,800	375,500	419,300
14	210,300	255,400	307,900	336,400	383,200	425,300
15	214,700	260,900	315,100	343,500	389,300	431,000
16	219,100	266,300	322,100	349,300	395,000	434,900
17	223,200	271,300	328,500	354,300	399,600	438,500
18	227,400	276,400	334,500	358,900	404,100	442,400
19	230,800	280,800	338,400	362,300	407,900	446,000
20	233,700	285,200	342,400	365,800	411,200	449,600
21	236,700	288,400	345,700	369,000	414,700	453,200
22	239,000	290,900	348,400	371,800	418,100	456,800
23	240,700	293,200	351,000	374,600	421,500	460,400
24		294,800	353,300	376,900	424,900	464,000
25		296,600	355,600	379,200	428,300	467,600
26		298,300	357,600	381,700	431,700	
27		300,200	359,700	384,300	435,100	
28		301,900	361,800	386,900	438,500	
29			364,000	389,500		
30			366,200	392,100		
31			368,400	394,700		
32			370,600	397,300		
33			372,800			
34			375,000			
35			377,200			

ト 医療系職員本給表（二）の適用を受ける職員の切替前本給月額

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1			220,200	242,500	273,500	309,800

2	151,500	178,300	227,100	249,700	281,900	319,100
3	157,100	186,700	234,900	257,000	290,400	329,100
4	162,900	196,000	242,100	264,400	298,700	339,300
5	169,100	201,600	249,300	271,900	307,300	349,300
6	177,200	207,500	256,600	279,600	315,900	359,000
7	185,600	213,400	263,800	287,300	324,100	368,500
8	194,300	220,000	271,100	295,100	332,400	377,800
9	199,400	226,900	278,400	303,000	340,000	387,500
10	204,600	234,600	286,000	311,000	347,400	397,300
11	209,900	241,800	293,500	318,600	354,900	407,100
12	215,300	249,000	301,000	326,100	362,200	416,300
13	220,900	256,300	308,300	333,200	369,700	424,700
14	226,700	263,500	315,300	340,000	376,900	433,300
15	232,600	270,700	322,100	346,800	384,400	441,500
16	238,300	277,900	328,500	353,300	391,400	449,200
17	243,900	285,200	334,800	359,600	398,000	456,800
18	249,400	292,300	340,700	365,800	403,900	464,500
19	255,200	299,100	346,500	371,800	408,600	471,400
20	260,500	306,000	352,300	377,200	412,600	476,000
21	265,500	312,800	358,000	382,500	416,800	480,000
22	270,500	318,800	363,500	387,400	420,600	483,500
23	274,700	324,600	368,600	391,300	423,900	487,000
24	279,100	330,400	373,400	394,600	426,400	490,500
25	283,100	335,800	377,400	397,700	428,900	494,000
26	287,200	339,700	380,700	400,900	431,400	497,500
27	290,700	343,000	383,700	403,800	433,900	501,000
28	293,800	345,900	386,500	406,200	436,400	
29	296,200	348,600	389,300	408,600	438,900	
30	298,300	350,700	392,000	411,000		
31	300,100	352,700	394,300	413,400		
32	302,000	354,600	396,600	415,800		
33	303,900	356,500	398,900	418,200		
34	305,800	358,600	401,200			
35	307,700	360,700	403,500			
36	309,600	362,900	405,800			
37	311,400	365,200				
38	313,500	367,400				
39	315,400	369,600				
40	317,400	371,800				
41	319,200	374,000				
42		376,200				
43		378,400				

チ 特別職職員本給表の適用を受ける職員の切替前本給月額

号 俸	本給月額
1	571,000
2	634,000
3	701,000
4	780,000
5	840,000
6	903,000
7	988,000

2 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（学長の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける本給月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの（前項第5号に掲げる職員（第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に本給表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。）に同項第5号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）には、同項の規定に準じて、その差額に相当する額（平成22年給与規程附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を同項の規定による本給として支給する。

- (1) 本給表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（特別職職員本給表の適用を受けることとなった職員を除く。）切替日の前日に当該異動があったものとした場合に改正前の初任給等基準細則第24条から第28条までの規定の例により同日において受けることとなる本給表の職務の級及び号俸に対応する附則別表第4に定める本給月額（以下この項及び第4項において「再計算した場合の切替前本給月額」という。）に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- (2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合 切替日の前日において当該降格後の職務の級（当該職務の級が附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級（同欄に2の職務の級が掲げられ

ているときは、そのうち上位の職務の級)に降格をしたものとした場合(切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合には、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合)に改正前の初任給等基準細則第23条の規定の例により再計算した場合の切替前本給月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給等基準細則第43条の規定の例により再計算した場合の切替前本給月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(4) 育児短時間勤務を始めた場合 切替前本給月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額に、育児休業規程第26条の規定により読み替えられた勤務時間等規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

3 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける本給月額が学長の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(平成22年給与規程附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を、前項の規定による本給として支給する。

4 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員(切替日以降に国家公務員、地方公務員、他の国立大学法人等の職員その他学長が別に定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに本給表の適用を受ける職員となった者に限る。以下この項において「人事交流等職員」という。)のうち、次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員には、第1項及び第2項の規定に準じて、その差額に相当する額(平成22年給与規程附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。

(1) 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に第2項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける本給月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとして再計算した場合の切替前本給月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に達しないこととなるもの(第1項第5号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。)

(2) 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に第2項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き本給表の適用を受けていたものとみなして第2項の規定を適用したとしたならば支給されることとなる本給月額に相当する額に達しないこととなるもの

5 前各項の規定による本給の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該本給の額とする。

第6条 前条の規定による本給を支給される職員に関する第22条第1項及び第44条第2項(第45条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第22条第1項及び第44条第2項中「本給月額」とあるのは「本給月額と改正後の職員給与規程附則第5条の規定による本給の額との合計額」とする。

(平成22年3月31日までの間における職員給与規程の適用に関する特例)

第7条 平成22年3月31日までの間における次の表の左覧に掲げるこの規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第18条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸
別表第10	100分の18	100分の18を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の15	100分の15を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の12	100分の12を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の10	100分の10を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の6	100分の6を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の3	100分の3を超えない範囲内で別に定める割合

(異動保障手当に関する経過措置)

第8条 この規程の施行日の前日において改正前の職員給与規程第25条の規定の適用を受けていた職員のうち、施行日以後にこの規程の改正がなかったものとした場合における同条の規定の適用を受けることとなる職員に対する当該適用に係る異動保障手当の支給及び施行日の前日に改正前の職員給与規程別表第10の支給地域欄に掲げる地域(以下次項において「改正前支給地域」という。)に在勤する機関から施行日に人事交流により採用された職員に対す

る当該採用に係る異動保障手当の支給に関する第25条の規定の適用については、なお従前のとおりとする。

- 2 施行日後に別表第10の支給地域欄に掲げる地域（以下「改正後支給地域」という。）に在勤する機関から人事交流により採用された職員のうち、採用日の前日の改正後支給地域に引き続き6月を超えて在勤していない場合であって、改正後支給地域及び改正前支給地域に引き続き6月を超えて在勤していた場合には、改正前支給地域の在勤期間を含めて第25条の規定を適用するものとする。

第9条 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

（管理職手当に関する経過措置）

第2条 管理職手当が支給されることとなる職員のうち、第23条第2項の規定による管理職手当の月額が経過措置基準額（育児休業規程第23条第1項に規定する育児短時間勤務職員にあっては、当該経過措置基準額に育児休業規程第26条の規定により読み替えられた勤務時間等規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）に達しないこととなる職員には、当該管理職手当の月額（平成22年給与規程附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、第23条第3項の規定による管理職手当の月額）のほか、同条第2項の規定による管理職手当の月額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（平成22年給与規程附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

- 2 前項に規定する経過措置基準額とは、この規程の施行日の前日に適用されていた本給表と同一の本給表の適用を受ける職員であって、同日に属していた職務の級と同一の職務の級又は上位の職務の級に属する職員のうち、同日に改正前の職員給与規程第23条に規定する別表第9管理職手当表に掲げる管理又は監督の地位にある職員に係る同表の適用区分欄に定める区分に相当する改正後のこの規程別表第9の適用区分欄に掲げる区分に対応する同表の管理又は監督の地位にある職員欄に掲げる職員で、同日にその者が受けていた管理職手当の月額に100分の99.1を乗じて得た額をいう。

- 3 施行日以後に採用された職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前項までに掲げる職員に準ずるものとして学長が定める職員には、前項までの規定に準じて管理職手当を支給する。

（平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）

第3条 平成20年3月31日までの間においては、第25条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

附 則

この規程は、平成19年7月11日から施行する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成20年1月9日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

（主幹教諭に対する手当の支給）

- 2 この規程の施行日以後に主幹教諭となった職員には、当分の間、第23条の規定に準じて管理職手当に相当する手当（以下この項において「主幹手当」という。）を支給する。この場合において、当該主幹教諭に支給する主幹手当の月額を、別表第9の適用区分欄のV種に対応する管理又は監督の地位にある職員欄に掲げられているものとして同条第2項の規定を準用して得られる額の2分の1に相当する額（百円未満を切り捨てた額）とする。ただし、管理職手当を支給されている職員には主幹手当は支給しない。

附 則

この規程は、平成21年1月14日から施行し、平成21年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

（平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

- 2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第44条及び第45条の規定の適用については、第44条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第45条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の85」とあるのは「100分の75」とする。

附 則

この規程は、平成21年6月10日から施行し、平成21年4月1日から適用する。ただし、第31条の規定は、平成21年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年10月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第12条及び第27条並びに平成18年4月1日施行の附則第5条の規定は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年3月23日から施行する。

（入試手当に関する特例措置）

- 2 平成21年度に実施する平成22年度一般入試（前期・後期日程）の問題作成業務（新型インフルエンザへの対応として実施する追試験の問題作成業務を含む場合に限る。）に従事した場合に支給する入試手当に関する第38条の3の規定の適用については、第38条の3第1項表中「35,000円」とあるのは「45,000円」と、「55,000円」とあるのは「70,000円」と読み替えて適用する。

附 則

この規程は、平成22年3月23日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年6月9日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第25条第1項及び第2項第1号の規定は、平成20年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に採用された職員についても適用する。この場合において、同条第1項中「3年間」とあるのは、「平成22年4月1日から採用の日以後3年間」と、同条第2項第1号中「3年」とあるのは、「平成22年4月1日から採用の日以後3年」とする。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。ただし、第42条の4第1項の表（ハ）の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第12条並びに平成18年4月1日施行の附則第5条及び附則第2項から第7項までの規定は、平成23年1月1日から施行する。

(55歳を超える職員に対する給与の支給)

- 2 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 本給月額 当該特定職員の本給月額（当該特定職員が第50条の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同条本文の規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本給月額（当該特定職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあつては、当該最低の号俸の本給月額からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第4項及び第5項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本給月額を減じた額（以下この項及び附則第4項において「本給月額減額基礎額」という。））
 - (2) 異動保障手当 当該特定職員の本給月額に対する異動保障手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額に対する異動保障手当の月額）
 - (3) 広域異動手当 当該特定職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）
 - (4) 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する異動保障手当及び広域異動手当の月額の合計額（第44条第2項の表（1）に定める職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項の表（1）に定める割合を乗じて得た額（同項の表（2）に定める職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、本給月額に同項の表（2）に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項に規定する支給割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項の表（3）に定める割合を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれに対する異動保障手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第2項の表（1）に定める職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項の表（1）に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、本給月額減額基礎額に同項の表（2）に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項に規定する支給割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項の表（3）に定める割合を乗じて得た額）
 - (5) 勤勉手当 それぞれに基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する異動保障手当及び広域異動手当の月額の合計額（第44条第2項の表（1）に定

- める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項の表（１）に定める割合を乗じて得た額（同項の表（２）に定める職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、本給月額に同項の表（２）に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第５項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第４５条第２項に規定する期間率及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれに対する異動保障手当及び広域異動手当の月額合計額（第４４条第２項の表（１）に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項の表（１）に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項の表（２）に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第５項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第４５条第２項に規定する期間率及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額）
- (6) 第４８条の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる同条の表（以下この号において「表」という。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 表の（１）の（イ）及び（ロ）（ただし書きに規定する期間に限る。）の給与を受け
る者 前各号に定める額
- ロ 表の（１）の（ロ）（ただし書き規定する期間を除く。）及び（ハ）並びに（３）、
（４）及び（７）の給与を受けする者 第１号から第４号までに定める額に、表の休職者
の給与欄に定める割合を乗じて得た額
- ハ 表の（２）の給与を受けする者 第１号から第３号までに定める額に、表の休職者の給
与欄に定める割合を乗じて得た額
- ニ 表(6)の給与を受けする者 第１号から第４号までに定める額に、表の休職者の給与欄
に定める割合を乗じて得た額（給与を支給しないこととした場合を除く。）
- ホ 表の(10)の給与を受けする者 学長が定める額

本給表	職務の級
一般職員本給表（一）	６級
教育系職員本給表（一）	５級
教育系職員本給表（二）	４級
教育系職員本給表（三）	４級
医療系職員本給表（一）	６級
医療系職員本給表（二）	６級

- 3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 附則第２項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第３９条から第４１条まで及び第４９条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、第８条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する異動保障手当及び広域異動手当の月額合計額を１年間における１月平均所定労働時間で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する異動保障手当及び広域異動手当の月額合計額を１年間における１月平均所定労働時間で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 5 附則第２項の規定が適用される間、第４５条第２項第１号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第２項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275（特定管理職員にあっては、100分の1.575）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の85（特定管理職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

- （秋田県公立学校教員等から採用された者に関する読替え）
- 6 秋田県公立学校教員又は秋田県教育委員会職員から人事交流により引き続いて教育系職員本給表（二）又は教育系職員本給表（三）の適用を受ける職員となった者に対する第２３条第３項、平成18年４月１日施行の職員給与規程附則第５条第１項から第４項まで、平成19年４月１日施行の職員給与規程附則第２条第１項、附則第２項、第４項及び第５項の規定の適用については、第２３条第３項、平成18年４月１日施行の職員給与規程附則第５条第１項から第４項まで、平成19年４月１日施行の職員給与規程附則第２条第１項及び附則第２項第１号中

「100分の98.5」とあるのは「100分の99」と、同項第1号から第5号まで及び第4項中「100分の1.5」とあるのは「100分の1」と、第5項中「100分の1.275」とあるのは「100分の1.225」とする。

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

- 7 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則第2項の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成23年1月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年4月1日における号俸の調整)

- 2 平成23年4月1日(以下「調整日」という。)において43歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び特別職職員本給表の適用を受ける職員を除く。)のうち、平成22年1月1日(以下「調整対象昇給日」という。)において第18条第1項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して定める次項に規定する職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして第4項に規定する職員の調整日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

(調整対象昇給日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員)

- 3 前項に規定する調整対象昇給日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して定める職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 調整対象昇給日における第18条第1項の規定による昇給後の号俸が、その職員の属する職務の級における最高の号俸である職員(調整対象昇給日から調整日までの期間(以下「特定期間」という。)に本給表の適用を異にする異動又は本給表の適用を異にしない初任給等基準細則別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動(以下「本給表異動等」という。)をした職員を除く。)
 - (2) 調整対象昇給日において決定された昇給の号俸数が初任給等基準細則第32条第6項の規定による昇給の号俸数(以下この号において「期間割昇給号俸数」という。)である職員であって、当該期間割昇給号俸数と、平成18年4月1日施行の初任給等基準細則(次項第1号及び第3号イにおいて「平成18年基準細則」という。)附則第7項の規定の適用がないものとした場合の当該調整対象昇給日における期間割昇給号俸数とが等しくなるもの(次号及び次項第3号イにおいて「期間割非抑制職員」という。)(特定期間に本給表異動等をした職員を除く。)
 - (3) 特定期間に本給表異動等をした職員であって、調整対象昇給日の前日に当該本給表異動等(当該本給表異動等が2以上あるときは、当該本給表異動等のうち最後にした本給表異動等。次項第3号イ及びロにおいて同じ。)があったものとした場合に、当該調整対象昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号俸を受けることとなるもの又は期間割非抑制職員に該当することとなるもの
 - (4) 前各号に掲げる職員に相当するものとして別に定めるもの

(調整対象昇給日に昇給した職員との権衡上調整の対象となる職員)

- 4 第2項に規定する調整対象昇給日において昇給した職員との権衡上必要があると認められる職員は、調整対象昇給日に第18条第1項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。
- (1) 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となり、平成18年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された者であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年11月1日(同項に規定する特定職員にあっては、同年10月1日)前となるもの(新たに職員となった日から調整日までの間に本給表異動等をした職員及び次号に掲げる職員を除く。)

- (2) 調整対象昇給日前に職員から人事交流等により引き続き初任給等基準細則第16条各号に掲げる者になった職員であって、特定期間に当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に本給表異動等をした職員を除く。）
- (3) 特定期間に本給表異動等をした職員であって、次に掲げるもの
- イ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であって、調整対象昇給日の前日に当該本給表異動等があったものとした場合に、当該調整対象昇給日において受けることとなる号俸がその職員の属する職務の級における最高の号俸でなく、かつ、期間割非抑制職員に該当しないこととなるもの（次号に掲げる職員及び別に定める職員を除く。）
- ロ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。）であって、新たに職員となった日から当該本給表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとして、新たに職員となった日に平成18年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された場合に、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年11月1日（同項に規定する特定職員にあっては、同年10月1日）前となるもの
- (4) 調整対象昇給日以前において、職員就業規則第13条第1項の規定により休職にされていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、育児休業規程第4条第1項の規定により育児休業をしていた期間、介護休業規程第4条第1項の規定により介護休業をしていた期間、教育系職員就業規程第13条の規定により大学院修学休業をしていた期間又は自己啓発等休業規程第2条第4項に規定する自己啓発等休業をしていた期間がある職員であって、平成21年1月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち別に定める職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ学長の承認を得て定める職員
- 5 育児休業規程第23条に規定する育児短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の本給月額を、当該号俸に応じた額に育児休業規程第26条の規定により読み替えられた勤務時間等規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 6 育児休業規程第28条第2項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の本給月額を、当該号俸に応じた額に育児休業規程第31条の規定により読み替えられた勤務時間等規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この規程は、平成23年11月22日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。

(平成24年6月1日における号俸の調整)

- 2 平成24年4月1日（以下「調整日」という。）において36歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び特別職職員本給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日（以下「調整対象日」という。）の第18条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして第3項に規定する職員（以下「昇給等抑制職員」という。）の調整日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（特に調整の必要があるものとして第11項で定める職員は、2号俸）上位の号俸とする。

(昇給等抑制職員)

- 3 前項に規定する昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 調整日において30歳以上36歳未満の職員のうち、第5項から第7項までの各号で規定する職員のいずれかに該当する職員
- (2) 調整日において30歳に満たない職員のうち、第5項から第7項までの各号いずれかのみ

に該当する職員

(2号俸上位となる職員)

- 4 第2項に規定する特に調整の必要がある職員は、調整日において30歳に満たない職員のうち、第5項から第7項までの各号のいずれか2以上に該当する職員とする。
- 5 平成19年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 平成19年1月1日において、平成19年1月1日施行初任給等基準細則（以下「平成19年基準細則」という。）附則第6項若しくは同附則第8項の規定により号俸を決定された職員又はこれらの規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号俸と、平成19年基準細則附則第6項中「第32条第1項、第3項第1号」とあるのは「第37条第3項第1号」と、「同条第1項中「定める号俸」とあるのは「定める号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数」と、「E」とあるのは「D又はE（職員給与規程第18条第3項の規定の適用を受ける特定職員にあつてはC、D又はE）」と、同条第3項第1号」とあるのは「同条第3項第1」と、同附則8項中「相当する数から1を減じて得た数に、切替日」とあるのは「切替日」と読み替えた場合におけるこれらの規定により同日受けることとなる号俸とが異なる職員（次に掲げる職員を除く。）
- イ 平成19年1月1日から調整日までの間に、初任給基準細則第20条、第22条第3項又は第25条第2項（第27条において準用する場合も含む。以下同じ。）の規定により号俸を決定された職員（以下「上位資格取得等職員」という。）
- ロ 平成19年1月1日から調整日までの間に、本給表の適用を異にする異動又は本給表の適用を異にしない基準細則別表第2に定める初任給基準表に異なる定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「本給表異動等」という。）をした職員
- ハ 平成19年1月1日から調整日までの間に、学長の承認を得てその号俸を決定された職員又はこれに準ずる職員（以下「個別承認職員」という。）
- ニ 平成18年4月1日から同年12月31日までの間に、職員就業規則第13条第1項の規定により休職にされていた期間、休暇のため引き続き勤務していなかった期間、育児休業規程第4条第1項の規定により育児休業をしていた期間、介護休業規程第4条第1項の規定により介護休業をしていた期間、教育系職員就業規則第13条の規定により大学院修学休業をしていた期間又は自己啓発等休業規程第2条第4項に規定する自己啓発等休業をしていた期間がある職員のうち別に定める職員
- ホ イからニに掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ学長の承認を得て定める職員
- (2) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であつて、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
- イ 平成19年基準細則附則第5項中の「（平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者にあつては、平成19年1月1日から平成21年1月1日まで）」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であつて、附則第5項に規定する採用日から附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成19年1月1日（特定職員にあつては同年10月1日）前となるもの
- ロ その他、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員
- (3) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に人事交流等により引き続き初任給等基準細則第16条各号に掲げる者になった職員であつて、当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
- (4) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表移動等をした職員及び職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、平成19年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された職員であつて、同附則第5項に規定する採用日から同附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成19年1月1日（平成22年1月1日以後に基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号俸を決定された職員にあつては、平成18年1月1日（特定職員にあつては、同年10月1日））前となる職員及び基準細則第20条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの
- (5) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であつて次に掲げるもの（当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成19年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成18年4月1日から同年12月31日までの間に休職等期間がある職員を除く。）
- イ 平成19年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成18年12月31日当該本給表異動等（当該本給表異動等が2以上あるときは、当該本給表異動等のうち最後にした本給表異動等。以下同じ。）があつたものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの
- ロ 平成19年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。第6項第5号ロ及び第7項第5号ロにおいて同じ

- 。)であって、当該新たに職員となった日から当該本給表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの
- (6) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員(個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。)のうち、別に定める職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ学長の承認を得て定める職員
- 6 平成20年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 平成20年1月1日において基準細則第32条の規定により号俸を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号俸と、平成19年基準細則附則第7項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号俸とが異なる職員(同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動をした職員及び個別承認職員となった職員、平成19年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員のうち別に定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして別に定めるものを除く。)
- (2) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの(新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)
- イ 平成19年施行基準細則附則第5項中の「(平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者にあつては、平成19年1月1日から平成21年1月1日まで)」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であって、附則第5項に規定する採用日から附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成20年1月1日(平成22年1月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成19年11月1日(特定職員にあつては同年10月1日))前となるもの
- ロ 初任給均衡決定職員のうち、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員
- (3) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に人事交流等により引き続き初任給等基準細則第16条各号に掲げる者になった職員であって、当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。)
- (4) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員(上位資格等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表移動等をした職員及び職員及び個別承認職員となった職員を除く。)のうち、初任給基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、附則第5項の規定により号俸を決定された職員であって、附則第5項に規定する採用日から附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成20年1月1日(平成22年1月1日以後に基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号俸を決定された職員にあつては、平成19年11月1日(特定職員にあつては、同年10月1日))前となる職員及び基準細則第20条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの
- (5) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であって次に掲げるもの(当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成20年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成20年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。)
- イ 平成20年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成19年12月31日当該本給表異動等があつたものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの
- ロ 平成20年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であつて、当該新たに職員となった日から当該本給表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの
- (6) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員(個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。)のうち、別に定める職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ学長の承認を得て定める職員
- 7 平成21年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 平成21年1月1日において初任給基準細則第32条の規定により号俸を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日に受けていた号俸と、平成19年施行基準細則附則第7項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号俸とが異なる職員(同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動をした職員及び個別承認職員となった職員、平成21年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員のうち別に定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして別に定めるものを除く。)

- (2) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
- イ 平成19年基準細則附則第5項中の「（平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者にあつては、平成19年1月1日から平成21年1月1日まで）」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であつて、附則第5項に規定する採用日から附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成21年1月1日（平成22年1月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成20年11月1日（特定職員にあつては同年10月1日））前となるもの
- ロ 初任給均衡決定職員のうち、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員
- (3) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に人事交流等により引き続き初任給等基準細則第16条各号に掲げる者になった職員であつて、当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
- (4) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表移動等をした職員及び職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、初任給基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、附則第5項の規定により号俸を決定された職員であつて、附則第5項に規定する採用日から附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成21年1月1日（平成22年1月1日以後に基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号俸を決定された職員にあつては、平成20年11月1日（特定職員にあつては、同年10月1日））前となる職員及び基準細則第20条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの
- (5) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であつて次に掲げるもの（当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成21年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成20年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）
- イ 平成21年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外のものであつて、平成20年12月31日当該本給表異動等があつたものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの
- ロ 平成21年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であつて、当該新たに職員となった日から当該本給表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの
- (6) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、別に定める職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ学長の承認を得て定める職員
- 8 平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間において、休職等期間がある職員（休職等期間の末日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認職員となった職員を除く。）であつて、平成18年4月2日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至つたもののうち別に定める職員については、別に定めることにより、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員に該当するものとみなす。
- 9 特別の事情によりこの附則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、あらかじめ学長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年7月1日から施行する。

（特例期間における給与の支給について）

- 2 平成24年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、第12条各号に掲げる本給表の適用を受ける職員に対する本給月額（平成18年4月1日施行の職員給与規程附則第5条の規定による本給を含み、当該職員が第50条の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同条本文により半額を減ぜられた本給月額（同項の規定による本給を含む。）をいう。以下同じ）の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる本給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

本給表	職務の級又は号俸	割合
-----	----------	----

一般職員本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
一般職員本給表（二）	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100分の7.77
教育職員本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5級以上	100分の9.77
教育職員本給表（二）	2級以下	100分の4.77
	3級以上	100分の7.77
教育職員本給表（三）	2級以下	100分の4.77
	3級以上	100分の7.77
医療職員本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級以上	100分の7.77
医療職員本給表（二）	2級以下	100分の4.77
	3級以上	100分の7.77
特別職員本給表	全ての号俸	100分の9.77

- 3 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (2) 異動保障手当 当該職員の本給月額に対する異動保障手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する異動保障手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (3) 広域異動手当 当該職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (4) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
 - (5) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
 - (6) 第48条の規定により支給される給与 当該職員に適用される次に掲げる同条の表（以下この号において「表」という。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 表の（1）の（イ）及び（ロ）（ただし書きに規定する期間に限る。）の給与を受け取る者 前項及び前各号に定める額を減じた額
 - ロ 表の（1）の（ロ）（ただし書きに規定する期間を除く。）及び（ハ）並びに（3）（4）及び（7）の給与を受け取る者 前項並びに第2号から第4号までに定める額に、表の休職者の給与欄に定める割合を乗じて得た額
 - ハ 表の（2）の給与を受け取る者 前項並びに第2号及び第3号に定める額に表の休職者の給与欄に定める割合を乗じて得た額
 - ニ 表（6）の給与を受け取る者 前項並びに第2号から第4号までに定める額に、表の休職者の給与欄に定める割合を乗じて得た額（給与を支給しないこととした場合を除く。）
 - ホ 表の（10）の給与を受け取る者 学長が定める額
- 4 特例期間においては、第39条から第41条まで及び第49条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第8条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する異動保障手当、広域異動手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5 特例期間においては、平成23年1月1日施行の職員給与規程附則（以下この項において、「平成23年給与規程附則」という。）第2項の適用を受ける職員に対する第2項、第3項第2号から第6号まで並びに第4項の規定の適用については、第2項中「本給月額に」とあるのは、「本給月額から平成23年給与規程附則第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第2号中「本給月額に対する異動保障手当の月額」とあるのは「本給月額に対する異動保障手当の月額から平成23年給与規程附則第2項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「本給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「本給月額に対する広域異動手当の月額から平成23年給与規程附則第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成23年給与規程附則第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号中

「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成23年給与規程附則第2項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第2号から第4号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号から第4号」と、同号ハ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第3号」と、第4項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成23年給与規程附則第4項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(端数計算)

- 6 この附則の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(秋田県公立学校教員等から採用された者に対する特例)

- 7 秋田県公立学校教員等から人事交流により引き続いて職員となった者又はこれに準ずるもののうち、前項までの規定による給与を支給することにより、人事交流の円滑な実施に支障を来す可能性があると学長が認める者については、前項までの規定は適用しない。ただし、特例期間において、秋田県公立学校教員等の給与を減額して支給する取扱いが実施される場合には、学長はその取扱いに準じた対応をとるものとする。

(医学部附属病院に所属する医療系職員等に対する特例)

- 8 医療系職員の人材確保及び医学部附属病院の運営を円滑に実施するため、医学部附属病院に所属する医療系職員又はこれに準ずる者と学長が認める職員については、第6項までの規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年12月1日から施行する。

(給与の支給について)

- 2 平成24年12月1日から平成26年3月31日までの間においては、教育系職員本給表(二)又は教育系職員本給表(三)の適用を受ける職員に対する本給月額(平成18年4月1日施行の職員給与規程附則第5条の規定による本給月額を含み、当該職員が第50条の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同条本文により半額を減ぜられた本給月額をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる本給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

本給表	職務の級	割合
教育職員本給表(二)	1級及び2級(学長が別に定める職員)	100分の1.5
	2級(学長が別に定める職員)及び3級以上	100分の3
教育職員本給表(三)	1級及び2級(学長が別に定める職員)	100分の1.5
	2級(学長が別に定める職員)及び3級以上	100分の3

- 3 前項で定める期間においては、平成23年1月1日施行の職員給与規程附則(以下この項において、「平成23年給与規程附則」という。)第2項の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、前項中「本給月額に」とあるのは「本給月額から平成23年給与規程附則第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」とする。

- 4 第2項の規定に準じて措置することが必要であると学長が認める職員については、前項の規定を準用するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成25年3月1日から施行する。

- (平成25年3月に支給する給与の特例)
- 2 施行日に在職する職員のうち、寒冷地手当が支給されることとなる職員には、この規程に基づき支給される給与の他、平成25年3月の給与支給日において豪雪一時金（以下「一時金」という。）を支給するものとし、一時金の額は10,000円とする。
 - 3 一時金が支給される職員のうち、第43条第2項又は第3項の規定に該当する職員の一時金の額は、前項の規定にかかわらず、前項に規定する一時金の額に対して同条第2項又は第3項の規定を準用して得られた額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年4月1日における号俸の調整)

- 2 平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日（以下「調整対象日」という。）の第18条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして第3項から第5項に規定する職員（以下「昇給等抑制職員」という。）は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 平成25年4月1日（以下「調整日」という。）において、31歳以上37歳未満の職員のうち、各調整対象日の昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員
 - (2) 調整日において37歳以上39歳未満の職員のうち、各調整対象日の昇給抑制職員のいずれかに該当する職員
- 3 平成19年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 平成19年1月1日において、平成18年4月1日施行初任給等基準細則（以下「平成18年基準細則」という。）附則第6項の規定により読み替えられた同第37条若しくは同附則第8項の規定により号俸を決定された職員又はこれらの規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号俸と、平成18年基準細則附則第6項中「第32条第1項、第3項第1号」とあるのは「第32条第3項第1号」と、「同条第1項中「定める号俸」とあるのは「定める号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数」と、「E」とあるのは「D又はE（職員給与規程第18条第3項の規定の適用を受ける特定職員にあってはC、D又はE）」と、「同条第3項第1号」とあるのは「同条第3項第1号」と、同附則8項中「相当する数から1を減じて得た数に、切替日」とあるのは「切替日」と読み替えた場合におけるこれらの規定により同日受けることとなる号俸とが異なる職員（次に掲げる職員を除く。）
 - イ 平成19年1月1日から調整日までの間に、初任給基準細則第22条第3項、第25条第2項（第27条において準用する場合も含む。以下同じ。）又は第37条の規定により号俸を決定された職員（以下「上位資格取得等職員」という。）
 - ロ 平成19年1月1日から調整日までの間に、本給表の適用を異にする異動又は本給表の適用を異にしない初任給等基準細則別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「本給表異動等」という。）をした職員
 - ハ 平成19年1月1日から調整日までの間に、学長によりその号俸を決定された職員又はこれに準ずる職員（以下「個別承認職員」という。）
 - ニ 平成18年4月1日から同年12月31日までの間に、職員就業規則第13条第1項の規定により休職にされていた期間、休暇のため引き続き勤務していなかった期間、育児休業規程第4条第1項の規定により育児休業をしていた期間、介護休業規程第4条第1項の規定により介護休業をしていた期間、教育系職員就業規則第13条の規定により大学院修学休業をしていた期間又は自己啓発等休業規程第2条第4項に規定する自己啓発等休業をしていた期間（以下「休職等期間」という。）がある職員のうち別に定める職員
 - ホ イからニまでに掲げる職員に相当するものとして学長が定めるもの
 - (2) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
 - イ 平成18年基準細則附則第5項中の「（次の各号に定める期間又は日におけるものに限る。）」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成19年1月1日（同附則第5項に規定する特定職員にあっては同年10月1日）前となるもの
 - ロ その他、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員
 - (3) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に初任給等基準細則第16条各号に掲げる者から人事交流等により引き続き職員となった者のうち別に定めるもの（人事交流等により引き続き職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
 - (4) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表異動等をした職員及び職員及び

- 個別承認職員となった職員を除く。)のうち、初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定により初任給として受けるべき号俸の決定において、平成18年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された職員であって、同附則第5項に規定する採用日から同附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成19年1月1日(平成22年1月1日以後に初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号俸を決定された職員にあっては、平成18年11月1日(同附則第5項に規定する特定職員にあっては、同年10月1日))前となる職員及び初任給等基準細則第37条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの
- (5) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であって次に掲げるもの(当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成19年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成18年4月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。)
- イ 平成19年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、平成18年12月31日に当該本給表異動等(当該本給表異動等が2以上あるときは、当該本給表異動等のうち最後にした本給表異動等。以下同じ。)があったものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの
- ロ 平成19年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者(人事交流等により新たに職員となった者を除く。第4項第5号ロ及び第5項第5号ロにおいて同じ。)であって、当該新たに職員となった日から当該本給表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの
- (6) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員(個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。)のうち、別に定める職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮して学長が定める職員

4 平成20年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成20年1月1日において初任給等基準細則第32条の規定により号俸を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号俸と、平成18年基準細則附則第7項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号俸とが異なる職員(同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動をした職員及び個別承認職員となった職員、平成19年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員のうち別に定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして別に定めるものを除く。)
- (2) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの(新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)
- イ 平成18年基準細則附則第5項中の「(次の各号に定める期間又は日におけるものに限る。)」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成20年1月1日(平成22年1月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成19年11月1日(同附則第5項に規定する特定職員にあっては同年10月1日))前となるもの
- ロ その他、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員
- (3) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に初任給等基準細則第16条各号に掲げるものから人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。)
- (4) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員(上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)のうち、初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定により初任給として受けるべき号俸の決定において、平成18年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成20年1月1日(平成22年1月1日以後に初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号俸を決定された職員にあっては、平成19年11月1日(同附則第5項に規定する特定職員にあっては、同年10月1日))前となる職員及び初任給等基準細則第37条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの
- (5) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であって次に掲げるもの(当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成20年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成19年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。)
- イ 平成20年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、平成19年12月31日当該本給表異動等があったものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの
- ロ 平成20年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であって、当該新たに職員となった日から当該本給表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの
- (6) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員(個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。)

)のうち、別に定める職員

(7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮して学長が定める職員

5 平成21年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 平成21年1月1日において初任給基準細則第32条の規定により号俸を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号俸と、平成18年基準細則附則第7項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号俸とが異なる職員(同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成20年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員のうち別に定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして別に定めるものを除く。)

(2) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの(新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

イ 平成18年基準細則附則第5項中の「(次の各号に定める期間又は日におけるものに限る。)」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年1月1日(平成22年1月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成20年11月1日(同附則第5項に規定する特定職員にあつては同年10月1日))前となるもの

ロ その他、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員

(3) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に初任給等基準細則第16条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

(4) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員(上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)のうち、初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、平成18年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年1月1日(平成22年1月1日以後に初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号俸を決定された職員にあつては、平成20年11月1日(同附則第5項に規定する特定職員にあつては、同年10月1日))前となる職員及び初任給等基準細則第37条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの

(5) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であって次に掲げるもの(当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成21年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成20年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。)

イ 平成21年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成20年12月31日に当該本給表異動等があつたものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ 平成21年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であつて、当該新たに職員となった日から当該本給表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの

(6) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員(個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。)

)のうち、別に定める職員

(7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ学長が定める職員

6 平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間において、休職等期間がある職員(休職等期間の末日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認職員となった職員を除く。)であつて、平成18年4月2日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち別に定める職員については、別に定めるところにより、第3項から第5項に規定する職員に該当するものとみなす。

(この附則により難い場合の措置)

7 特別の事情によりこの附則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、学長が別に定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年8月1日から施行する。

(給与の支給について)

2 平成24年12月1日施行の職員給与規程附則第2項の規定にかかわらず、平成25年8月1日か

ら平成26年3月31日までの間においては、教育系職員本給表（二）及び教育系職員本給表（三）の適用を受ける職員に対する本給月額については、平成24年7月1日施行の職員給与規程附則第7項ただし書の規定に基づき、同附則第2項及び第6項の規定を適用する。

- 3 前項で定める期間においては、第48条の規定により支給される給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる区分に応じ、同条に定める給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 同条の表（以下この項において「表」という。）の（1）の（イ）及び（ロ）（ただし書きに規定する期間に限る。）の給与を受ける者 前項に定める額を減じた額
 - (2) 表の（1）の（ロ）（ただし書きに規定する期間を除く。）及び（ハ）並びに（2）から（4）まで及び（7）の給与を受ける者 前項に定める額に、表の休職者の給与欄に定める割合を乗じて得た額
 - (3) 表（6）の給与を受ける者 前項に定める額に、表の休職者の給与欄に定める割合を乗じて得た額（給与を支給しないこととした場合を除く。）
 - (4) 表の（10）の給与を受ける者 学長が定める額
- 4 第2項で定める期間においては、平成23年1月1日施行の職員給与規程附則（以下この項において、「平成23年給与規程附則」という。）第2項の適用を受ける職員に対する平成24年7月1日施行の職員給与規程附則第2項及び前項の規定の適用については、第2項中「本給月額に」とあるのは「本給月額から平成23年給与規程附則第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、前項中「前項に定める額」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項に定める額」とする。
- 5 前項までの規定に準じて措置する必要があると学長が認める職員については、本附則の規定を準用するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年11月25日から施行する。

（平成25年12月に支給する勤勉手当の特例）

- 2 平成25年12月に支給する勤勉手当については、平成24年7月1日施行の職員給与規程附則第3項第5号の規定は適用しない。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（平成26年4月1日における号俸の調整）

- 2 平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日（以下「調整対象日」という。）の第18条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして第3項から第5項に規定する職員（以下「昇給等抑制職員」という。）は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 平成26年4月1日（以下「調整日」という。）において、38歳未満の職員のうち、各調整対象日の昇給等抑制職員のいずれにも該当する職員
 - (2) 調整日において、38歳以上40歳未満の職員のうち、各調整対象日の昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員
 - (3) 調整日において、40歳以上45歳未満の職員のうち、各調整対象日の昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員

- 3 平成19年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成19年1月1日において、平成18年4月1日施行初任給等基準細則（以下「平成18年基準細則」という。）附則第6項の規定により読み替えられた同第37条若しくは同附則第8項の規定により号俸を決定された職員又はこれらの規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号俸と、平成18年基準細則附則第6項中「第32条第1項、第3項第1号」とあるのは「第32条第3項第1号」と、「同条第1項中「定める号俸」とあるのは「定める号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数」と、「E」とあるのは「D又はE（職員給与規程第18条第3項の規定の適用を受ける特定職員にあってはC、D又はE）」と、同条第3項第1号」とあるのは「同条第3項第1号」と、同附則8項中「相当する数から1を減じて得た数に、切替日」とあるのは「切替日」と読み替えた場合におけるこれらの規定により同日受けることとなる号俸とが異なる職員（次に掲げる職員を除く。）

イ 平成19年1月1日から調整日までの間に、初任給等基準細則第22条第3項、第25条第2項（第27条において準用する場合も含む。以下同じ。）又は第37条の規定により号俸を決定された職員（以下「上位資格取得等職員」という。）

ロ 平成19年1月1日から調整日までの間に、本給表の適用を異にする異動又は本給表の適用を異にしない初任給等基準細則別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「本給表異動等」という。）をした職員

ハ 平成19年1月1日から調整日までの間に、学長によりその号俸を決定された職員又はこれに準ずる職員（以下「個別承認職員」という。）

ニ 平成18年4月1日から同年12月31日までの間において、職員就業規則第13条第1項の規定により休職にされていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、育児休業規程第4条第1項の規定により育児休業をしていた期間、介護休業規程第4条第1項の規定により介護休業をしていた期間、教育系職員就業規則第13条の規定により大学院修学休業をしていた期間又は自己啓発等休業規程第2条第4項に規定する自己啓発等休業をしていた期間（以下「休職等期間」という。）がある職員のうち別に定める職員

ホ イからニまでに掲げる職員に相当するものとして学長が定めるもの

(2) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

イ 平成18年基準細則附則第5項中の「（次の各号に定める期間又は日におけるものに限る。）」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成19年1月1日（同附則第5項に規定する特定職員にあつては同年10月1日）前となるもの

ロ その他、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員

(3) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に初任給等基準細則第16条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

(4) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、平成18年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された職員であつて、同附則第5項に規定する採用日から同附則第5項に規定する調整年数を遡った日が平成19年1月1日（平成22年1月1日以後に初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号俸を決定された職員にあつては、平成18年11月1日（同附則第5項に規定する特定職員にあつては、同年10月1日））前となる職員及び初任給等基準細則第37条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの

(5) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であつて次に掲げるもの（当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成19年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成18年4月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）

イ 平成19年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成18年12月31日に当該本給表異動等（当該本給表異動等が2以上あるときは、当該本給表異動等のうち最後にした本給表異動等。以下同じ。）があつたものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ 平成19年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。第4項第5号ロ及び第5項第5号ロにおいて同じ。）であつて、当該新たに職員となった日から当該本給表異動後の職務と同種も職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの

(6) 平成19年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、別に定める職員

(7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮して学長が定める職員

4 平成20年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 平成20年1月1日において初任給等基準細則第32条の規定により号俸を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日に受けていた号俸と、平成18年基準細則附則第7項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号俸とが異なる職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動をした職員及び個別承認職員となった職員、平成19年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員のうち別に定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして別に定めるものを除く。）

(2) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であつて、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

イ 平成18年基準細則附則第5項中の「（次の各号に定める期間又は日におけるものに限る。）」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であつて、同項に

規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成20年1月1日（平成22年1月1日以後に新たに職員となった者については、平成19年11月1日（同附則第5項に規定する特定職員にあっては同年10月1日）前となるもの

- ロ その他、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員
- (3) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に初任給等基準細則第16条各号に掲げるものから人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
- (4) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、平成18年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成20年1月1日（平成22年1月1日以後に初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号俸を決定された職員にあっては、平成19年11月1日（同附則第5項に規定する特定職員にあっては、同年10月1日）前となる職員及び初任給等基準細則第37条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの
- (5) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であって次に掲げるもの（当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成20年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成19年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）
 - イ 平成20年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、平成19年12月31日当該本給表異動等があったものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの
 - ロ 平成20年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であって、当該新たに職員となった日から当該本給表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの
- (6) 平成20年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、別に定める職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮して学長が定める職員

5 平成21年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成21年1月1日において初任給等基準細則第32条の規定により号俸を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号俸と、平成18年基準細則附則第7項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号俸とが異なる職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成20年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員のうち別に定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして別に定めるものを除く。）
- (2) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
 - イ 平成18年基準細則附則第5項中の「（次の各号に定める期間又は日におけるものに限る。）」の規定がないものとした場合の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年1月1日（平成22年1月1日以後に新たに職員となった者については、平成20年11月1日（同附則第5項に規定する特定職員にあっては同年10月1日）前となるもの
 - ロ その他、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員
- (3) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に初任給等基準細則第16条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち別に定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）
- (4) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に本給表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号俸の決定において、平成18年基準細則附則第5項の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年1月1日（平成22年1月1日以後に初任給等基準細則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号俸を決定された職員にあっては、平成20年11月1日（同附則第5項に規定する特定職員にあっては、同年10月1日）前となる職員及び初任給等基準細則第37条の規定により号俸を決定された職員で別に定めるもの
- (5) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間に本給表異動等をした職員であって次に掲げるもの（当該本給表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成21年1月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成20年1月1日から同年12月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）

- イ 平成21年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外のものであって、平成20年12月31日に当該本給表異動等があったものとした場合に、第1号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの
- ロ 平成21年1月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であって、当該新たに職員となった日から当該本給表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの
- (6) 平成21年1月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、別に定める職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ学長が定める職員
- 6 平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間において、休職等期間がある職員（休職等期間の末日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認職員となった職員を除く。）であって、平成18年4月2日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったものうち別に定める職員については、別に定めるところにより、第3項から第5項に規定する職員に該当するものとみなす。

（この附則により難しい場合の措置）

- 7 特別の事情によりこの附則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、学長が別に定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規程は、平成26年6月20日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年9月30日から施行し、平成26年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第12条及び第28条の規定は平成26年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年1月1日から施行する。

（平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例）

- 2 平成27年3月31日までの間における第18条第2項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（本給の切替えに伴う経過措置）

第2条 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるもの（平成18年4月1日施行の職員給与規程附則第5条の規定の適用を受ける職員及び次の各号に掲げる職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年給与規程附則第2項の規程により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

- (1) 切替日以降に初任給基準異動（本給表の適用を異にしない初任給等基準細則別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次項第1号において同じ。）をした職員
- (2) 切替日以降に降格（職員の職務の級を同一の本給表の下位の職務の級に変更することをいう。次項第2号において同じ。）をした職員
- (3) 切替日前に休職等期間（初任給等基準細則第38条第1項に規定する休職等の期間及び同細則第39条に規定する派遣の期間をいう。以下この号及び次項第3号において同じ。）がある

職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの。

(4) 切替日以降に育児休業規程第19条第1項に規定する育児短時間勤務（次項第4号において「育児短時間勤務」という。）を始めた職員

(5) 切替日以降に学長の承認を得てその号俸を決定された職員

2 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける本給月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、同項の規定に準じて、その差額に相当する額（平成22年給与規程附則第2項の規程により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

(1) 本給表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（特別職職員本給表の適用を受けることとなった場合及び第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に同日において受けることとなる本給月額に相当する額

(2) 降格をした場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日においてその者が受けていた本給月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸に対応する本給月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号俸に対応する本給月額との差額に相当する額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる本給月額に相当する額

(4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 育児短時間勤務等をしている職員 改正前の職員給与規程別表第1から別表第8までの本給表に掲げる本給月額（ロにおいて「切替前本給月額」という。）のうち、切替日の前日にその者が受けていた号俸に応じた額に、育児休業規程第26条の規定により読み替えられた勤務時間等規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ 育児短時間勤務等を終了した職員（イに掲げる職員を除く。） 切替前本給月額

(5) 学長の承認を得てその号俸を決定された場合 学長の定める額

3 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける本給月額が学長の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（平成22年給与規程附則第2項の規程により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を、前項の規定による本給として支給する。

4 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員（切替日以降に国家公務員、地方公務員、他の国立大学法人等の職員その他学長が別に定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに本給表の適用を受ける職員となった者に限る。以下この項において「人事交流等職員」という。）のうち、次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員の区分に応じ、次に定める額を本給として支給する

(1) 人事交流等職員（当該人事交流となった日以降に第2項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける本給月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる本給月額に相当する額（学長の定める職員にあっては、学長の定める額）に達しないこととなるもの 第2項各号の規定に準じて、その差額に相当する額（平成22年給与規程附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）

(2) 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に第2項各号に掲げる場合に該当することとなったもの その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き本給表の適用を受けていたものとみなして前2項の規定を適用したとすれば支給されることとなる差額に相当する額に相当する額（平成22年給与規程附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）

5 前各項の規定による本給の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該本給の額とする。

6 前各項の規定による本給の支給について、本条の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、学長が別段の取扱いをすることができる。

（本給月額の読替）

第3条 前条の規定による本給を支給される職員に関する第22条第1項及び第44条第2項（第45条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第22条第1項及び第44条第2項中「本給月額」とあるのは「本給月額と改正後の職員給与規程附則第2条の規定による本給の額との合計額」とする。

（異動保障手当に関する経過措置）

第4条 この規程の施行日の前日において改正前の職員給与規程第25条の規定の適用を受けていた職員のうち、施行日以後にこの規程の改正がなかったものとした場合における同条の規定の適用を受けることとなる職員に対する当該適用に係る異動保障手当の支給及び施行日の前日に改正前の職員給与規程別表第11の支給地域欄に掲げる地域（以下次項において「改正前支給地域」という。）に在勤する機関から施行日に人事交流により採用された職員に対する当該採用に係る異動保障手当の支給に関する第25条の規定の適用については、なお従前のおりとする。

2 施行日後に別表第10の支給地域欄に掲げる地域（以下「改正後支給地域」という。）に在勤する機関から人事交流により採用された職員のうち、採用日の前日の改正後支給地域に引き続き6月を超えて在勤していない場合であって、改正後支給地域及び改正前支給地域に引き続き6月を超えて在勤していた場合には、改正前支給地域の在勤期間を含めて第25条の規定を適用するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、第45条及び附則第2項の規定は平成27年12月1日から適用する。

（平成27年12月に支給する勤勉手当）

2 平成27年12月に支給する勤勉手当に関する第45条及び平成22年給与規程附則第5項の規定の適用については、第45条第2項中「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の90」とし、平成22年給与規程附則第5項中、「100分の1.2」とあるのは「100分の1.275」と、「100分の1.5」とあるのは「100分の1.575」と、「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分100」とあるのは「100分の105」とする。

（経過措置額の支給を受ける職員への特例）

3 平成22年給与規程附則第2項に規定する特定職員中、平成18年4月1日施行の職員給与規程附則第5条及び平成27年4月1日施行の職員給与規程附則第2条の規定の適用を受ける職員に対する平成27年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの給与の支給に当たっては、改正後の職員給与規程の規定により支給されるべき額が、改正前の職員給与規程の規定により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の職員給与規程の規定により支給されるべき額に相当する額をもって給与の額とする。

4 この附則の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行日）

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（異動保障手当に関する経過措置）

第2条 この規程の施行日の前日において改正前の職員給与規程第25条の規定の適用を受けていた職員のうち、施行日以後にこの規程の改正がなかったものとした場合における同条の規定の適用を受けることとなる職員に対する当該適用に係る異動保障手当の支給及び施行日の前日に改正前の職員給与規程別表第11の支給地域欄に掲げる地域（以下次項において「改正前支給地域」という。）に在勤する機関から施行日に人事交流により採用された職員に対する当該採用に係る異動保障手当の支給に関する第25条の規定の適用については、なお従前のおりとする。

2 施行日後に別表第11の支給地域欄に掲げる地域（以下「改正後支給地域」という。）に在勤する機関から人事交流により採用された職員のうち、採用日の前日の改正後支給地域に引き続き6月を超えて在勤していない場合であって、改正後支給地域及び改正前支給地域に引き続き6月を超えて在勤していた場合には、改正前支給地域の在勤期間を含めて第25条の規定を適用するものとする。

附 則

この規程は、平成28年6月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。ただし、第12条の規定は平成28年4月1日から適用する。

(経過措置額の支給を受ける職員への特例)

- 2 平成22年給与規程附則第2項に規定する特定職員中、平成18年4月1日施行の職員給与規程附則第5条及び平成27年4月1日施行の職員給与規程附則第2条の規定の適用を受ける職員に対する平成27年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの給与の支給に当たっては、改正後の職員給与規程の規定により支給されるべき額が、改正前の職員給与規程の規定により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の職員給与規程の規定により支給されるべき額に相当する額をもって給与の額とする。
- 3 この附則の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、前項の規定による改正後の職員給与規程(以下この項から第4項までにおいて「改正後職員給与規程」という。)第26条第1項ただし書及び第2項の規定は適用せず、次の表の支給対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、手当の月額と同表に定める額の合計額とする。

支 給 対 象 者	手 当 額
(1) 配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	10,000円
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	8,000円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)
(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち一人については9,000円)
(4) 満60歳以上の父母及び祖父母	
(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
(6) 重度心身障害者	

(平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後職員給与規程第26条第1項ただし書及び第2項の規定は適用せず、次の表の支給対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、手当の月額と同表に定める額の合計額とする。

支 給 対 象 者	手 当 額
(1) 配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	6,500円
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	10,000円
(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円
(4) 満60歳以上の父母及び祖父母	
(5) 満22歳に達する日以後の最初の3	

月31日までの間にある弟妹	
(6) 重度心身障害者	

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後職員給与規程第26条第1項ただし書及び第2項の規定は適用せず、次の表の支給対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、手当の月額と同表に定める額の合計額とする。

支 給 対 象 者	手 当 額
(1) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	6,500円（一般職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上である職員及び教育系職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上である職員にあつては、3,500円）
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	10,000円
(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円（一般職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上である職員及び教育系職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上である職員にあつては、3,500円）
(4) 満60歳以上の父母及び祖父母	
(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
(6) 重度心身障害者	

附 則

この規程は、平成29年6月12日から施行する。

別表第1 一般職員本給表(一)

(28. 4. 1～)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600	520,900
2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700	523,800
3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700	526,900
4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700	530,000
5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700	533,100
6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700	535,400
7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700	537,900
8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800	540,300
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500	542,700
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600	544,500
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700	548,200
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400	549,900
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700	551,300
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000	552,600
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300	553,700
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400	555,000
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800	556,000
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300	556,900
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700	557,800
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900	558,700
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300	
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800	
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300	
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400	
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500	
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700	
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900	
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900	
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800	
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700	
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600	
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400	
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300	
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000	
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500	
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200	
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800	
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600	
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200	
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700	
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800		
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200		
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500		
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800		
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200			
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600			
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300			
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800			
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200			
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600			
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000			
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400			
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800			
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200			
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500			
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800			

58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200			
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500			
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800			
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100			
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300				
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600				
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900				
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200				
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500				
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800				
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100				
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300				
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600				
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900				
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200				
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400				
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700				
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000				
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200				
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400				
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700				
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000				
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200				
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400				
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700				
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000				
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200				
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400				
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500					
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800					
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000					
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200					
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500					
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800					
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000					
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200					
94		294,000	341,800							
95		294,400	342,300							
96		294,800	342,700							
97		295,000	342,800							
98		295,300	343,300							
99		295,700	343,700							
100		296,100	344,000							
101		296,300	344,300							
102		296,600	344,700							
103		297,000	345,100							
104		297,300	345,500							
105		297,500	346,000							
106		297,800	346,400							
107		298,200	346,800							
108		298,500	347,200							
109		298,700	347,700							
110		299,100	348,100							
111		299,500	348,400							
112		299,800	348,700							
113		299,900	349,200							
114		300,200								
115		300,500								
116		300,900								
117		301,100								
118		301,300								

119		301,600								
120		301,900								
121		302,300								
122		302,500								
123		302,800								
124		303,100								
125		303,400								

備考 この表は、他の本給表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 一般職員本給表(二)

(28. 4. 1～)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	127,900	179,200	200,900	248,200	277,500
2	128,800	180,700	202,300	249,400	279,400
3	129,800	182,200	203,700	250,500	281,200
4	130,700	183,700	205,000	251,700	283,000
5	131,700	185,000	206,300	252,600	284,800
6	132,700	186,500	207,700	253,900	286,600
7	133,700	187,900	209,100	255,000	288,300
8	134,700	189,300	210,500	256,200	290,100
9	135,500	190,700	211,900	257,300	291,800
10	136,500	191,900	213,500	258,400	293,600
11	137,500	193,200	215,100	259,600	295,300
12	138,600	194,300	216,500	260,800	297,100
13	139,400	195,500	217,800	261,800	298,600
14	140,400	196,600	219,300	262,900	300,300
15	141,400	197,700	220,800	263,900	301,900
16	142,400	198,800	222,100	264,900	303,400
17	143,500	199,900	223,100	266,000	305,000
18	144,700	201,000	223,900	267,200	306,600
19	145,900	202,000	224,800	268,300	308,300
20	147,100	203,000	225,800	269,200	310,000
21	148,200	204,000	226,700	270,200	311,200
22	149,400	205,100	228,200	271,300	312,600
23	150,600	206,200	229,500	272,400	314,000
24	151,800	207,200	230,600	273,400	315,500
25	153,000	208,100	232,100	274,400	316,800
26	154,500	209,000	233,400	275,500	318,300
27	156,000	209,700	234,700	276,600	319,700
28	157,500	210,600	236,000	277,700	321,100
29	158,900	211,500	237,100	278,600	322,700
30	160,400	212,700	238,300	279,700	323,900
31	161,900	213,700	239,600	280,700	325,200
32	163,400	214,600	240,800	281,700	326,400
33	164,900	215,300	241,900	282,600	327,500
34	166,700	216,500	243,200	283,500	328,400
35	168,500	217,600	244,300	284,500	329,500
36	170,300	218,800	245,500	285,600	330,600
37	172,100	219,600	246,800	286,300	331,700
38	173,800	220,800	248,000	287,200	332,800
39	175,500	222,000	249,300	288,100	333,800
40	177,200	223,100	250,600	289,000	334,800
41	178,800	224,000	251,600	289,800	335,800
42	180,200	225,200	252,900	290,800	336,800
43	181,600	226,200	254,000	291,800	337,800
44	183,000	227,300	255,300	292,700	338,800
45	184,500	228,400	256,200	293,400	339,700

46	185,900	229,500	257,300	294,300	340,700
47	187,300	230,600	258,500	295,200	341,700
48	188,700	231,600	259,500	296,100	342,700
49	190,000	232,600	260,700	296,800	343,600
50	191,200	233,700	261,900	297,400	344,500
51	192,300	234,800	263,100	298,100	345,400
52	193,500	236,000	264,000	298,900	346,200
53	194,600	237,100	265,100	299,500	347,000
54	195,700	238,100	266,200	300,300	347,800
55	196,800	239,000	267,400	301,000	348,600
56	197,900	239,800	268,600	301,700	349,300
57	199,000	240,800	269,500	302,400	350,000
58	200,000	241,800	270,500	303,100	350,800
59	201,000	242,800	271,600	303,900	351,600
60	202,000	243,700	272,600	304,600	352,300
61	203,100	244,700	273,700	305,200	353,000
62	204,000	245,600	274,800	305,900	353,700
63	204,900	246,500	275,700	306,600	354,400
64	205,800	247,400	276,800	307,300	355,100
65	206,500	248,200	277,700	307,800	355,700
66	207,300	249,000	278,500	308,300	356,200
67	208,000	249,800	279,300	308,900	356,700
68	208,800	250,500	280,100	309,500	357,200
69	209,200	251,300	280,900	310,100	357,600
70	209,800	251,900	281,700	310,500	
71	210,100	252,400	282,500	311,000	
72	210,700	252,900	283,200	311,500	
73	211,000	253,100	284,000	311,800	
74	211,600	253,500	284,700	312,300	
75	212,100	254,000	285,500	312,800	
76	212,900	254,500	286,300	313,200	
77	213,100	255,000	286,900	313,400	
78	213,800	255,400	287,400	313,700	
79	214,300	255,900	287,900	314,000	
80	214,900	256,400	288,300	314,300	
81	215,600	256,700	288,700	314,600	
82	216,100	257,000	289,100	314,900	
83	216,700	257,300	289,600	315,200	
84	217,400	257,600	290,100	315,500	
85	218,000	257,800	290,500	315,700	
86	218,600	258,000	291,100	316,100	
87	219,100	258,300	291,700	316,400	
88	219,800	258,600	292,300	316,600	
89	220,300	258,800	292,600	316,800	
90	220,900	259,000	293,100	317,100	
91	221,500	259,400	293,600	317,400	
92	222,000	259,600	294,000	317,700	
93	222,400	259,900	294,400	317,900	
94	222,900	260,300	294,900	318,200	
95	223,400	260,600	295,400	318,500	
96	223,900	260,900	295,900	318,700	
97	224,500	261,100	296,200	318,900	
98	225,000	261,400	296,600	319,200	
99	225,500	261,600	297,100	319,500	
100	226,000	261,900	297,600	319,700	
101	226,400	262,200	298,000	319,900	
102	226,900	262,400	298,400		
103	227,500	262,700	298,700		
104	228,100	263,000	299,000		
105	228,500	263,200	299,300		
106	229,000	263,400	299,700		

107	229,500	263,700	300,100		
108	229,900	263,900	300,500		
109	230,100	264,200	300,800		
110	230,500	264,500	301,200		
111	231,000	264,800	301,600		
112	231,500	265,000	301,900		
113	231,800	265,200	302,100		
114	232,300	265,500	302,400		
115	232,800	265,700	302,700		
116	233,300	265,900	302,900		
117	233,600	266,200	303,100		
118	234,000	266,500	303,400		
119	234,400	266,800	303,700		
120	234,800	267,100	303,900		
121	235,200	267,200	304,100		
122		267,500	304,400		
123		267,800	304,700		
124		268,100	304,900		
125		268,200	305,100		
126		268,500	305,400		
127		268,800	305,700		
128		269,100	305,900		
129		269,200	306,100		
130		269,500	306,400		
131		269,800	306,700		
132		270,100	306,900		
133		270,200	307,100		
134		270,500			
135		270,800			
136		271,100			
137		271,200			

備考 この表は、機器の運転操作、建物の監視その他の用務及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用する。

別表第3 教育系職員本給表(一)

(28.4.1～)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	168,800	211,700	272,600	320,000	404,100	533,600
2	170,900	214,000	275,600	322,900	406,400	536,600
3	172,900	216,200	278,400	326,000	408,800	539,700
4	174,900	218,400	281,200	329,000	411,300	542,800
5	176,900	220,500	284,100	332,200	413,700	545,800
6	179,400	222,700	286,600	335,000	416,200	548,200
7	181,900	224,900	288,800	337,600	418,600	550,700
8	184,400	227,000	291,200	340,300	421,100	553,100
9	186,900	229,300	293,900	343,300	422,900	555,400
10	189,700	231,700	296,400	346,300	425,400	557,200
11	192,400	234,100	298,800	349,400	427,800	559,100
12	195,100	236,500	301,400	352,700	430,100	561,000
13	197,800	238,800	303,800	355,600	431,700	562,700
14	199,700	241,200	305,800	357,700	433,900	564,100
15	201,600	243,600	307,900	360,000	436,100	565,400
16	203,600	246,000	309,800	362,600	438,400	566,600
17	205,600	248,100	312,000	365,100	440,700	567,900
18	207,400	251,200	314,200	367,300	443,100	568,700
19	209,200	254,300	316,200	369,600	445,400	569,400
20	210,900	257,400	318,200	371,700	447,800	570,100
21	212,700	260,300	320,300	373,800	449,900	570,900

22	214,600	263,300	322,800	375,900	452,200
23	216,500	266,200	325,400	378,000	454,600
24	218,400	269,100	328,200	380,000	456,900
25	220,400	271,900	330,300	381,700	458,900
26	222,500	274,500	332,500	383,500	461,100
27	224,600	277,000	334,700	385,400	463,200
28	226,700	279,700	337,200	387,300	465,400
29	228,700	282,600	339,600	389,200	467,500
30	230,900	285,000	341,800	390,900	469,800
31	233,200	287,200	343,900	392,600	472,000
32	235,500	289,600	345,800	394,300	474,100
33	237,700	292,100	348,000	396,100	476,000
34	239,500	294,300	350,300	397,900	478,100
35	241,200	296,800	352,600	399,500	480,400
36	242,900	299,100	354,800	401,300	482,600
37	244,600	301,600	356,700	402,500	484,700
38	246,300	303,300	358,700	404,100	486,700
39	247,700	305,000	360,800	405,700	488,600
40	249,300	306,700	362,700	407,200	490,500
41	251,400	308,600	364,600	408,400	492,500
42	253,100	309,400	366,500	410,000	494,400
43	254,500	310,300	368,300	411,500	496,100
44	256,100	311,200	370,100	413,100	498,000
45	257,600	312,100	372,100	414,500	499,900
46	259,100	313,200	373,900	416,100	501,700
47	260,800	314,100	375,500	417,500	503,500
48	262,200	315,200	377,300	419,100	505,400
49	263,600	316,200	379,000	420,500	507,100
50	264,400	317,300	380,600	421,800	508,800
51	265,000	318,200	382,400	423,100	510,600
52	265,900	319,100	384,100	424,400	512,500
53	266,600	320,300	385,300	425,100	514,100
54	267,500	321,300	386,800	426,100	515,700
55	268,200	322,400	388,200	427,000	517,400
56	269,100	323,400	389,800	427,900	519,000
57	269,900	324,400	391,200	428,800	520,600
58	271,100	325,500	392,600	429,700	521,900
59	272,100	326,600	393,900	430,600	523,200
60	273,200	327,600	395,400	431,500	524,400
61	274,200	328,600	396,700	432,400	525,600
62	275,300	329,600	398,100	433,300	526,600
63	276,300	330,700	399,600	434,300	527,600
64	277,300	331,800	401,100	435,400	528,600
65	278,200	332,700	402,100	436,300	529,200
66	279,100	333,800	403,200	437,300	530,100
67	280,200	334,600	404,200	438,300	531,000
68	281,300	335,700	405,300	439,200	531,900
69	282,300	336,500	406,300	440,200	532,800
70	283,400	337,600	407,200	441,200	533,600
71	284,400	338,600	408,000	442,100	534,300
72	285,500	339,700	408,800	443,100	534,800
73	286,300	340,200	409,600	444,100	535,500
74	287,400	341,200	410,500	445,000	536,000
75	288,500	342,200	411,300	445,900	536,800
76	289,500	343,200	412,100	446,900	537,400
77	290,200	344,200	412,800	447,700	537,900
78	291,200	345,200	413,300	448,200	538,500
79	292,200	346,100	413,700	448,900	539,100
80	293,100	347,000	414,100	449,500	539,700
81	294,100	348,000	414,400	450,300	540,300
82	295,000	349,000	414,800	451,000	

83	295,900	350,000	415,100	451,300		
84	296,800	351,000	415,500	451,900		
85	297,500	351,600	415,800	452,300		
86	298,300	352,200	416,200	452,700		
87	299,100	352,800	416,600	453,100		
88	300,000	353,400	417,000	453,400		
89	300,600	354,000	417,300	453,700		
90	301,200	354,400	417,700	454,100		
91	301,900	354,800	418,100	454,500		
92	302,500	355,300	418,400	454,800		
93	303,200	355,800	418,700	455,100		
94	303,800	356,200	419,100	455,500		
95	304,400	356,700	419,400	455,800		
96	305,000	357,200	419,700	456,100		
97	305,700	357,800	420,000	456,400		
98	306,300	358,300	420,400	456,800		
99	306,900	358,700	420,700	457,100		
100	307,500	359,200	421,000	457,400		
101	307,900	359,600	421,300	457,700		
102	308,200	360,100	421,700			
103	308,500	360,400	422,000			
104	308,900	360,900	422,300			
105	309,200	361,400	422,600			
106	309,600	361,800	423,000			
107	309,900	362,300	423,300			
108	310,200	362,800	423,600			
109	310,600	363,200	423,900			
110	310,900	363,700	424,200			
111	311,300	364,200	424,500			
112	311,700	364,600	424,800			
113	312,000	365,000	425,100			
114	312,400	365,400	425,400			
115	312,700	365,900	425,700			
116	313,000	366,300	426,000			
117	313,200	366,700	426,200			
118	313,500	367,100				
119	313,900	367,600				
120	314,300	368,000				
121	314,500	368,300				
122	314,800	368,700				
123	315,200	369,200				
124	315,600	369,500				
125	315,800	369,900				
126	316,000	370,400				
127	316,300	370,900				
128	316,700	371,300				
129	316,900	371,700				
130	317,200	372,200				
131	317,600	372,700				
132	317,800	373,200				
133	318,000	373,700				
134	318,300	374,200				
135	318,700	374,700				
136	318,900	375,200				
137	319,000	375,700				
138	319,200	376,200				
139	319,500	376,700				
140	319,800	377,200				
141	320,200	377,700				
142	320,500					
143	320,800					

144	321,100				
145	321,500				
146	321,800				
147	322,000				
148	322,300				
149	322,700				
150	323,000				
151	323,300				
152	323,500				
153	323,800				
154	324,100				
155	324,400				
156	324,700				
157	324,900				

備考 この表は、教授、准教授、講師及び助教に適用する。

別表第4 教育系職員本給表(二)

(28. 4. 1～)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	155,200	199,500	328,200	416,100
2	156,700	201,200	330,400	417,900
3	158,200	202,900	332,700	419,700
4	159,700	204,600	334,800	421,400
5	161,400	206,400	337,100	422,900
6	163,300	208,100	339,300	424,400
7	165,100	209,800	341,600	426,300
8	166,900	211,400	343,900	428,200
9	168,700	213,200	345,800	430,000
10	170,800	215,100	347,900	431,800
11	172,800	217,000	350,100	433,700
12	174,800	218,900	352,200	435,500
13	176,800	220,600	354,300	437,200
14	179,000	222,600	356,300	439,100
15	181,200	224,600	358,300	440,900
16	183,400	226,600	360,300	442,800
17	185,700	228,500	362,100	444,500
18	188,300	231,200	364,000	446,300
19	190,800	233,900	366,000	448,100
20	193,300	236,600	368,000	449,900
21	195,800	239,200	369,700	451,500
22	197,500	242,000	371,600	453,200
23	199,200	244,600	373,500	455,100
24	200,900	247,300	375,400	456,800
25	202,400	249,800	376,800	458,500
26	204,100	252,300	378,600	460,100
27	205,800	254,800	380,400	461,700
28	207,400	257,100	382,300	463,200
29	208,900	259,800	384,200	464,700
30	210,600	262,200	386,100	466,000
31	212,300	264,400	388,000	467,300
32	214,000	266,600	390,000	468,600
33	215,600	268,800	391,700	469,800
34	217,400	271,000	393,400	470,500
35	219,200	273,200	395,000	471,200
36	221,000	275,200	396,800	471,900
37	222,600	277,500	398,000	472,500
38	224,400	279,500	399,500	

39	226,200	281,400	400,900	
40	228,000	283,400	402,300	
41	229,700	285,200	404,000	
42	231,400	287,600	405,400	
43	233,000	289,900	406,700	
44	234,600	292,400	408,200	
45	236,200	294,500	409,800	
46	237,600	297,000	411,100	
47	238,900	299,300	412,600	
48	240,100	302,000	414,200	
49	241,600	304,400	415,900	
50	243,100	306,800	417,300	
51	244,300	309,300	418,900	
52	245,800	311,600	420,400	
53	247,000	313,900	422,100	
54	248,200	316,100	423,600	
55	249,600	318,200	425,200	
56	250,700	320,400	426,800	
57	252,000	322,600	428,300	
58	253,100	324,700	429,800	
59	254,200	326,900	431,000	
60	255,400	328,900	432,200	
61	256,700	331,000	433,400	
62	258,000	333,100	434,700	
63	259,400	335,300	436,000	
64	260,600	337,500	437,200	
65	261,900	339,400	438,400	
66	263,400	341,600	439,600	
67	264,900	343,700	440,800	
68	266,600	345,900	442,000	
69	268,100	347,800	443,200	
70	269,500	349,700	444,400	
71	270,900	351,800	445,600	
72	272,300	353,800	446,800	
73	273,400	355,500	447,900	
74	274,800	357,400	448,500	
75	276,200	359,200	449,000	
76	277,400	361,100	449,500	
77	278,800	363,000	450,000	
78	280,000	364,700		
79	281,200	366,400		
80	282,400	368,000		
81	283,500	369,500		
82	284,700	371,000		
83	285,900	372,500		
84	287,100	373,900		
85	288,300	375,000		
86	289,400	376,400		
87	290,500	377,800		
88	291,700	379,100		
89	292,900	380,400		
90	294,000	381,700		
91	295,200	382,900		
92	296,400	384,200		
93	297,100	385,500		
94	298,100	386,600		
95	299,200	387,900		
96	300,400	389,100		
97	301,400	390,500		
98	302,500	391,500		
99	303,500	392,600		

100	304,600	393,600		
101	305,500	394,500		
102	306,600	395,500		
103	307,700	396,600		
104	308,700	397,700		
105	309,300	398,400		
106	310,200	399,300		
107	311,000	400,200		
108	311,800	401,100		
109	312,700	401,900		
110	313,100	402,800		
111	313,500	403,600		
112	314,000	404,400		
113	314,600	405,000		
114	315,000	405,700		
115	315,500	406,400		
116	316,000	407,100		
117	316,600	407,700		
118	317,100	408,200		
119	317,500	408,600		
120	318,000	409,000		
121	318,500	409,400		
122	318,900	409,700		
123	319,400	410,000		
124	319,900	410,200		
125	320,500	410,400		
126	320,800	410,700		
127	321,100	411,000		
128	321,400	411,200		
129	321,600	411,400		
130	321,900	411,700		
131	322,200	412,000		
132	322,500	412,200		
133	322,700	412,400		
134	322,900	412,700		
135	323,100	413,000		
136	323,400	413,200		
137	323,700	413,400		
138	323,900	413,700		
139	324,200	414,000		
140	324,500	414,200		
141	324,700	414,400		
142	324,900	414,700		
143	325,200	415,000		
144	325,400	415,200		
145	325,700	415,400		
146	325,900			
147	326,200			
148	326,500			
149	326,700			
150	326,900			
151	327,200			
152	327,500			
153	327,700			

備考 この表は、附属特別支援学校に勤務する副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び講師に適用する。

別表第5 教育系職員本給表(三)

(28.4.1～)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	155,200	171,100	289,000	405,900
2	156,700	173,200	291,600	407,400
3	158,200	175,300	294,500	408,900
4	159,700	177,500	297,000	410,400
5	161,400	179,500	299,500	411,800
6	163,300	181,700	301,900	413,200
7	165,100	183,900	304,200	414,700
8	166,900	186,100	306,600	416,300
9	168,700	188,400	309,000	417,700
10	170,800	191,200	311,600	419,100
11	172,800	193,900	314,300	420,500
12	174,800	196,600	317,200	421,800
13	176,800	199,500	319,700	423,100
14	179,000	201,200	321,700	424,500
15	181,200	202,900	323,700	425,900
16	183,400	204,600	326,000	427,300
17	185,700	206,400	328,200	428,500
18	188,300	208,100	330,400	429,800
19	190,800	209,800	332,700	431,000
20	193,300	211,400	334,800	432,300
21	195,800	213,200	337,100	433,400
22	197,500	215,100	339,300	434,600
23	199,200	217,000	341,600	435,900
24	200,900	218,900	343,900	437,200
25	202,400	220,600	345,800	438,500
26	204,000	222,600	347,600	439,700
27	205,600	224,600	349,500	440,700
28	207,100	226,600	351,400	441,800
29	208,800	228,500	353,200	443,000
30	210,500	231,200	355,000	443,800
31	212,200	233,900	356,700	444,600
32	213,900	236,600	358,600	445,500
33	215,400	239,200	360,200	446,400
34	217,100	242,000	361,900	446,900
35	218,800	244,600	363,600	447,400
36	220,500	247,300	365,400	447,900
37	222,000	249,800	367,300	448,400
38	223,700	252,300	368,800	
39	225,400	254,800	370,300	
40	227,100	257,100	371,900	
41	228,700	259,800	373,100	
42	230,400	262,200	374,500	
43	232,000	264,400	375,900	
44	233,600	266,600	377,400	
45	235,300	268,800	378,900	
46	236,800	271,000	380,500	
47	238,200	273,200	382,100	
48	239,600	275,200	383,600	
49	241,000	277,500	385,000	
50	242,400	279,500	386,500	
51	243,900	281,400	388,000	
52	245,100	283,400	389,400	
53	246,200	285,200	390,600	
54	247,600	287,600	391,900	
55	248,800	289,900	393,000	
56	250,000	292,400	394,100	
57	251,200	294,500	395,500	
58	252,400	297,000	396,700	
59	253,500	299,300	397,900	

60	254,700	302,000	399,200	
61	256,100	304,400	400,400	
62	257,300	306,800	401,400	
63	258,500	309,300	402,800	
64	259,400	311,600	404,100	
65	260,400	313,900	405,300	
66	261,800	316,100	406,400	
67	263,200	318,200	407,600	
68	264,700	320,400	408,700	
69	266,300	322,600	409,700	
70	267,800	324,700	410,900	
71	269,300	326,900	412,100	
72	270,700	328,900	413,300	
73	271,800	331,000	413,900	
74	273,000	333,100	414,700	
75	274,300	335,300	415,400	
76	275,500	337,500	415,900	
77	276,900	339,300	416,200	
78	278,000	341,200	416,600	
79	279,200	343,100	417,000	
80	280,400	344,900	417,400	
81	281,600	346,700	417,700	
82	282,500	348,500	418,100	
83	283,700	350,100	418,500	
84	284,900	351,900	418,800	
85	285,900	353,200	419,100	
86	286,800	354,800	419,500	
87	287,700	356,300	419,900	
88	288,700	357,800	420,200	
89	289,800	359,200	420,500	
90	290,700	360,500	420,800	
91	291,600	361,900	421,100	
92	292,500	363,300	421,300	
93	292,900	364,800	421,500	
94	293,600	366,100		
95	294,300	367,400		
96	295,100	368,600		
97	295,900	369,600		
98	296,700	370,600		
99	297,500	371,600		
100	298,200	372,600		
101	299,100	373,500		
102	299,600	374,500		
103	300,100	375,500		
104	300,600	376,500		
105	300,800	377,300		
106	301,200	378,200		
107	301,500	379,100		
108	301,700	380,100		
109	301,900	380,900		
110	302,100	381,900		
111	302,400	382,900		
112	302,700	383,900		
113	302,900	384,500		
114	303,100	385,400		
115	303,300	386,300		
116	303,600	387,200		
117	303,900	388,000		
118	304,200	388,700		
119	304,500	389,500		
120	304,800	390,300		

121	304,900	390,900		
122	305,100	391,700		
123	305,400	392,400		
124	305,700	393,100		
125	305,900	393,700		
126		394,400		
127		394,900		
128		395,500		
129		396,200		
130		396,800		
131		397,300		
132		397,800		
133		398,100		
134		398,400		
135		398,700		
136		399,000		
137		399,300		
138		399,600		
139		399,900		
140		400,200		
141		400,500		
142		400,800		
143		401,100		
144		401,400		
145		401,600		
146		401,900		
147		402,200		
148		402,400		
149		402,600		
150		402,900		
151		403,200		
152		403,400		
153		403,600		
154		403,900		
155		404,200		
156		404,400		
157		404,600		

備考 この表は、附属幼稚園、附属小学校及び附属中学校に勤務する副校(園)長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師に適用する。

別表第6 医療系職員本給表(一)

(28.4.1～)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500
2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500
3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700
4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900
5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900
6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100
7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200
8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400
9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300
10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400
11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600
12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700
13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300
14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300
15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200

16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200
17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100
18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100
19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100
20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100
21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900
22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900
23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000
24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100
25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500
26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300
27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100
28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800
29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600
30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100
31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700
32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400
33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700
34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000
35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300
36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500
37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600
38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800
39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900
40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000
41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800
42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600
43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400
44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200
45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600
46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200
47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700
48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100
49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500
50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800
51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100
52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400
53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700
54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000
55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300
56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600
57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900
58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200
59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500
60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900
61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100
62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400
63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700
64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000
65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100	
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800	
68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400	
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800	
70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300	
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800	
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300	
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900	
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400	
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000	
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600	

77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100	
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600	
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100	
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600	
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900	
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400	
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800	
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200	
85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600	
86		288,700	324,600	345,500		
87		288,900	324,800	345,800		
88		289,100	325,200	346,100		
89		289,500	325,600	346,500		
90		289,700	326,000	346,800		
91		289,900	326,400	347,200		
92		290,100	326,800	347,500		
93		290,500	327,100	347,900		
94		290,700	327,300	348,200		
95		290,900	327,700	348,500		
96		291,200	328,000	348,800		
97		291,600	328,200	349,100		
98		291,900	328,500	349,500		
99		292,100	328,800	349,900		
100		292,400	329,100	350,300		
101		292,700	329,300	350,800		
102		292,900	329,600	351,200		
103		293,100	330,000	351,600		
104		293,400	330,200	352,000		
105		293,700	330,300	352,500		
106			330,600			
107			331,000			
108			331,200			
109			331,400			
110			331,800			
111			332,200			
112			332,600			
113			332,800			

備考 この表は、附属病院等に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学・作業療法士及び歯科技工士等医療技術職員に適用する。

別表第7 医療系職員本給表(二)

(28.4.1~)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800
2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900
3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000
4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200
5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300
6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400
7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600
8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700
9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300
10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300
11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200
12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200
13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200
14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300

15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400
16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400
17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400
18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400
19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500
20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600
21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300
22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400
23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500
24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500
25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500
26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100
27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000
28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900
29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700
30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400
31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300
32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100
33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800
34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500
35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300
36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000
37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600
38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300
39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100
40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900
41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400
42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900
43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400
44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700
45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800
46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900
47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000
48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200
49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500
50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600
51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800
52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900
53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100
54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100
55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200
56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300
57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400
58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900
59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500
60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900
61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500
62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000
63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400
64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900
65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500
66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900
67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200
68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500
69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900
70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200	
71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900	
72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500	
73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200	
74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700	
75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300	

76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800	
77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200	
78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800	
79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300	
80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600	
81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900	
82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400	
83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800	
84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100	
85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400	
86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900	
87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400	
88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800	
89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100	
90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500	
91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000	
92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400	
93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800	
94	280,900	314,200	347,600	365,600		
95	281,800	314,900	348,300	366,000		
96	282,800	315,500	348,900	366,300		
97	283,600	316,200	349,300	366,900		
98	284,400	316,500	349,700	367,400		
99	285,000	317,100	350,200	367,900		
100	285,900	317,800	350,600	368,400		
101	286,700	318,200	351,100	369,000		
102	287,500	318,800	351,500	369,500		
103	288,300	319,400	352,000	370,000		
104	289,100	320,000	352,400	370,400		
105	289,800	320,400	352,700	371,000		
106	290,300	320,900	353,200	371,500		
107	290,800	321,400	353,600	372,000		
108	291,300	321,900	353,900	372,500		
109	291,500	322,300	354,400	373,100		
110	291,800	322,700	354,900	373,500		
111	292,000	323,000	355,400	374,000		
112	292,400	323,300	355,900	374,500		
113	292,700	323,700	356,400	375,100		
114	292,900	324,100	356,900			
115	293,300	324,500	357,400			
116	293,600	324,800	357,800			
117	293,900	325,000	358,200			
118	294,200	325,300	358,600			
119	294,500	325,700	359,100			
120	294,900	325,900	359,600			
121	295,200	326,100	360,000			
122	295,600	326,400	360,500			
123	295,900	326,700	361,000			
124	296,300	327,000	361,500			
125	296,500	327,200	361,800			
126	296,700	327,500				
127	297,000	327,900				
128	297,400	328,100				
129	297,600	328,200				
130	297,900	328,500				
131	298,300	328,900				
132	298,700	329,100				
133	298,900	329,400				
134	299,200	329,800				
135	299,600	330,200				
136	299,900	330,600				

137	300,100	330,900				
138	300,400	331,300				
139	300,800	331,700				
140	301,100	332,100				
141	301,300	332,400				
142	301,700	332,800				
143	302,100	333,100				
144	302,400	333,500				
145	302,500	333,800				
146	302,800	334,200				
147	303,100	334,600				
148	303,500	335,000				
149	303,700	335,300				
150	303,900	335,700				
151	304,200	336,100				
152	304,500	336,500				
153	304,900	336,800				
154	305,100					
155	305,300					
156	305,600					
157	305,900					
158	306,200					
159	306,500					
160	306,800					
161	307,200					
162	307,500					
163	307,800					
164	308,100					
165	308,500					
166	308,800					
167	309,100					
168	309,400					
169	309,800					

備考 この表は、附属病院等に勤務する助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第8 特別職職員本給表

(27.4.1～)

号俸	本給月額
1	635,000
2	706,000
3	761,000
4	818,000
5	895,000

備考 この表は、大学院医学系研究科長、大学院工学資源学研究科長及び医学部附属病院長、その他別に定める者に適用する。

別表第9 管理職手当(第23条関係)

適用区分	管理又は監督の地位にある職員
Ⅱ 種	副理事 事務部長 看護部長
Ⅲ 種	副学長 国際資源学部長 教育文化学部長 課長(学長が別に指定するものに限る)

IV	種	評議員 附属図書館長 課長・事務長(これらの職に相当するものを含む。) 薬剤部長 附属小学校長 附属中学校長 附属特別支援学校長 附属幼稚園長 附属小学校副校長 附属中学校副校長
V	種	情報統括センター長 附属教育実践研究支援センター長 専攻長(学長が別に指定するものに限る。) 附属理工学研究センター長 附属特別支援学校副校長 附属幼稚園副園長 附属小学校教頭 附属中学校教頭 附属特別支援学校教頭 附属幼稚園教頭 附属特別支援学校主事 (小学部主事, 中学部主事及び高等部主事に限る。) 総括技術長
VI	種	学長補佐

別表第10 管理職手当額表(第23条関係)

一 一般職員本給表(一)

職務の級	適用区分	管理職手当額
8 級	Ⅱ種	94,000円
7 級	Ⅱ種	88,500円
6 級	Ⅲ種	72,700円
	Ⅳ種	62,300円
	Ⅴ種	51,900円
5 級	Ⅲ種	63,500円
	Ⅳ種	59,500円
	Ⅴ種	49,600円
4 級	Ⅳ種	55,500円
	Ⅴ種	46,300円

二 教育系職員本給表(一)

職務の級	適用区分	管理職手当額
5 級	Ⅲ種	93,500円
	Ⅳ種	80,200円 (86,800円)
	Ⅴ種	66,800円
	Ⅵ種	42,800円
4 級	Ⅳ種	68,800円
	Ⅵ種	36,700円

備考 この表の管理職手当額欄の括弧内に掲げる額は、附属小学校長の職を兼ねる

職員に適用する。

三 教育系職員本給表(二)

職務の級	適用区分	管理職手当額
4 級	V種	56,900円
3 級	V種	34,700円
2 級	V種	33,400円

四 教育系職員本給表(三)

職務の級	適用区分	管理職手当額
4 級	IV種	65,100円
3 級	V種	53,700円
2 級	V種	32,700円

五 教育系職員本給表(二)

職務の級	適用区分	管理職手当額
6 級	II種	86,700円

別表第11 異動保障手当支給割合表(第25条関係)

民間の賃金水準及び物価等を考慮して定める地域		支給割合
都道府県	支給地域	
北海道	札幌市	100分の3
宮城県	仙台市	100分の6
	名取市	100分の3
茨城県	取手市	100分の15.5
	つくば市	100分の15
	水戸市	100分の10
	日立市	100分の9
	ひたちなか市	100分の6
栃木県	宇都宮市	100分の6
	小山市	100分の3
群馬県	前橋市	100分の3
埼玉県	和光市	100分の15.5
	さいたま市	100分の14
千葉県	千葉市	100分の13
	市川市, 松戸市	100分の10
	佐倉市	100分の9
	木更津市	100分の2
東京都	特別区	100分の18.5
	国立市, 調布市, 小平市	100分の15
	八王子市, 府中市	100分の14
	立川市	100分の12
	三鷹市	100分の10
神奈川県	横浜市	100分の15
	横須賀市	100分の10
	三浦郡葉山町	100分の6
新潟県	新潟市	100分の2
山梨県	甲府市	100分の6
富山県	富山市	100分の3
石川県	金沢市	100分の3
福井県	福井市	100分の3
長野県	長野市, 松本市	100分の3
岐阜県	岐阜市	100分の5
静岡県	静岡市, 沼津市	100分の6
	浜松市, 三島市	100分の3
愛知県	刈谷市, 豊田市	100分の15
	名古屋市	100分の14

三 重 県	岡崎市 豊橋市	100分の5 100分の3
三 重 県	鈴鹿市 津市	100分の10.5 100分の6
滋 賀 県	大津市 彦根市	100分の10 100分の5
京 都 府	京都市 宇治市	100分の10 100分の6
大 阪 府	大阪市 吹田市, 箕面市 豊中市 柏原市	100分の15.5 100分の12 100分の10.5 100分の7
兵 庫 県	神戸市 明石市	100分の10.5 100分の5
奈 良 県	奈良市, 大和郡山市	100分の10
和 歌 山 県	和歌山市	100分の5
岡 山 県	岡山市	100分の3
広 島 県	広島市 東広島市	100分の10 100分の2
山 口 県	周南市	100分の3
徳 島 県	徳島市, 鳴門市	100分の2
香 川 県	高松市	100分の5
福 岡 県	福岡市 春日市 北九州市	100分の10 100分の7 100分の3
長 崎 県	長崎市	100分の3

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市又は町の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表第12 義務教育等教員特別手当表(第31条関係)

イ 教育系職員本給表(二)適用職員

2 級		3 級		4 級	
号 俸	手当額	号 俸	手当額	号 俸	手当額
1～4	2,500	1～4	5,100	1～4	6,800
5～8	2,600	5～8	5,200	5～8	6,900
9～12	2,800	9～12	5,400	9～12	7,100
13～16	2,900	13～16	5,500	13～16	7,200
17～20	3,000	17～20	5,700	17～20	7,400
21～24	3,200	21～24	5,900	21～24	7,500
25～28	3,300	25～28	6,000	25～28	7,600
29～32	3,500	29～32	6,100	29～32	7,700
33～36	3,700	33～36	6,300	33～36	7,900
37～40	3,800	37～40	6,400	37	8,000
41～44	4,100	41～44	6,600		
45～48	4,300	45～48	6,800		
49～52	4,500	49～52	6,900		
53～56	4,800	53～56	7,000		
57～60	4,900	57～60	7,100		
61～64	5,100	61～64	7,200		
65～68	5,300	65～68	7,300		
69～72	5,400	69～72	7,400		
73～76	5,500	73～76	7,500		
77～80	5,600	77	7,500		
81～84	5,800				
85～88	5,900				
89～92	6,100				
93～96	6,200				
97～100	6,300				
101～104	6,400				
105～108	6,500				
109～112	6,600				
113～116	6,700				
117～120	6,800				
121～124	6,900				
125～128	6,900				

129~132	6,900				
133~136	7,000				
137	7,100				

□ 教育系職員本給表(三)適用職員

2 級		3 級		4 級	
号 俸	手当額	号 俸	手当額	号 俸	手当額
1~ 4	2,100	1~ 4	4,200	1~ 4	6,800
5~ 8	2,300	5~ 8	4,400	5~ 8	6,900
9~ 12	2,400	9~ 12	4,500	9~ 12	7,100
13~ 16	2,500	13~ 16	4,900	13~ 16	7,200
17~ 20	2,600	17~ 20	5,100	17~ 20	7,400
21~ 24	2,800	21~ 24	5,200	21~ 24	7,500
25~ 28	2,900	25~ 28	5,400	25~ 28	7,600
29~ 32	3,000	29~ 32	5,500	29~ 32	7,700
33~ 36	3,200	33~ 36	5,700	33~ 36	7,900
37~ 40	3,300	37~ 40	5,900	37	8,000
41~ 44	3,500	41~ 44	6,000		
45~ 48	3,700	45~ 48	6,100		
49~ 52	3,800	49~ 52	6,300		
53~ 56	4,100	53~ 56	6,400		
57~ 60	4,300	57~ 60	6,600		
61~ 64	4,500	61~ 64	6,800		
65~ 68	4,800	65~ 68	6,900		
69~ 72	4,900	69~ 72	7,000		
73~ 76	5,100	73~ 76	7,100		
77~ 80	5,300	77~ 80	7,200		
81~ 84	5,400	81~ 84	7,300		
85~ 88	5,500	85~ 88	7,400		
89~ 92	5,600	89~ 92	7,500		
93~ 96	5,800	93	7,500		
97~100	5,900				
101~104	6,100				
105~108	6,200				
109~112	6,300				
113~116	6,400				
117~120	6,500				
121~124	6,600				
125~128	6,700				
129~132	6,800				
133~136	6,900				
137~140	6,900				
141~144	6,900				
145~148	7,000				
149	7,100				